

▶ 2023.6.10.

# 第62回 定期代議員会議案書



<https://kyobun-kaigi.org/>  
Email :[kyobun.nagano-h@educas.jp](mailto:kyobun.nagano-h@educas.jp)  
電話026-234-2216

長野県教文会議

3808790 長野市県町 593 Rinks593

# 第 62 回定期代議員会議案書 目次

第 1 号議案	I. 2022 年度事業報告	P.5－P.38
第 2 号議案	III. 2023 年度 研究事業計画	P.53－P.69
第 3 号議案	IV. 2022 年度決算	P.70－P.72
第 4 号議案	V. 2023 年度予算案	P.73－P.76
第 5 号議案	VI. 役員選出	P.77－P.80
長野県教育文化会議規約		P.81－P.85

## 教文 LINE 公式アカウント『登録手順』

- ①LINE 起動
- ②右上人型マーク  + タップ
- ③QR コード選択・読み込み



教文会議から研究会のお知らせをお送りします。ぜひご登録下さい。(※グループ LINE ではありません教文のお知らせのみが届きます)

## 2023度 主要活動日程

月	研究会	諸会議	その他
4	22 総合研究会①（オ） 「宗教右派と教育への介入」	15 教文委員総会（オ） 29 第1回運営委員会（オ）	
5		7 県教研分科会役員会（オ）	27 高教組定期大会（ハ）
6	24 総合研究会②（オ） 「特別支援教育」	10 定期代議員会（オ）	
7	22 総合研究会③（参集）	22 第2回運営委員会	
8	下旬 教育のつどい		
9	9 上小支部 16 上伊那支部 23 下伊那支部	教育課程研究協議会（県下4地区）	2 保護者教職員のつどい
10	6 佐久支部 高水須坂・長水・諏訪・木曾・松筑・安曇は日程未定	第2回県教研共同研究者・分科会役員合同会議	
11	4 県教研（オンライン・分科会によっては参集）	19 第3回運営委員会	
12	9 総合研究会⑤		
1			高校教育シンポジウム
2		10 第4回運営委員会	
3			23 態勢確立学習交流集会

[注]（オ）：オンライン、（ハ）：ハイブリッド、（参集）：参集形式

※年度当初の予定であり、今後の日程、実施を変更する場合があります。

# 2023 年度教文会議の重点的な研究・課題

教職員が生徒理解を深め、教育的力量を高めることは生徒の成長、発達を保障する上から重要であり、そのため自主的、民主的研修を充実、発展させます。

## 【主権者市民を育てる教育を追求する】

1. 憲法教育の課題を明らかにするとともに、憲法と 47 年教育基本法、子どもの権利条約の持つ歴史的意義を学習し、憲法の理想を実現する教育を追求します。
2. 18 歳選挙権と民法成年年齢引き下げの下で「平和的な国家及び社会の形成者」を育成するための課題を明らかにします。教文会議が提起した「共通教養」(2006 年)について認識を深め、それに基づく教育実践の取り組みを会員相互で研究、交流します。主権者市民教育をすべての教科、教育活動で取り組みます。
3. 3. 1 1 やコロナ禍を経験する中、引き続き、生徒の学習の実態や意欲について調査・研究し、創造的な教材の研究と開発、生徒参加の授業論を展開しながら、生徒とともに豊かな学びの空間を追求します。

## 【青少年をとりまく状況の研究・分析をする】

4. 貧困など青少年をとりまく厳しい状況の中で、学校から社会への移行や自立の困難さを分析、研究します。また職業・労働教育の研究や実践を交流します。共同の視点に立ち、格差と自己責任論を乗り越える社会のあり方を追求します。
5. 東日本大震災・福島第一原子力発電所の実相をあらゆる角度から科学的に分析します。地域格差を利用した国のエネルギー政策を教育の視点から批判的に分析し、安心かつ安全な地域づくり・市民社会づくりを研究し提起していきます。また、2019 年の台風による洪水や浸水等災害、2020 年以降新型コロナウイルスなどの諸問題に学校教育の安全安心、環境教育、公衆衛生教育他様々な観点から学校教育の諸課題を明らかにします。とくにコロナ禍以降のさまざまな教育実践を集積して、めざすべき高校教育の姿への提言を繰り返してゆきます。
6. 新自由主義やグローバリゼーションに対抗するため、地方自治・再生の視点を持ちながら地域市民とともに、地域で子どもを育てる教育のあり方を追求します。

## 【民主的學校づくりの実践と研究を追求する】

7. 教育を受ける権利と豊かな後期中等教育をすべての青年に保障するという立場から、現在進められている「学びの改革 実施方針」(「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」)の問題点を明らかにし、私たちの新しい高校教育施策策を提起します。
8. 新学習指導要領(2018 年 3 月告示、2022 年以降全面实施)を引き続き分析し、その問題点を明らかにして、民主的學校づくりの観点から自前の教育課程づくりの実践に取り組みます。
9. 教職員・生徒・保護者・地域市民による参加と共同の學校運営・教育活動のあり方を研究します。全教職員による議論と合意形成を重視し、三者・四者協議会など「開かれた學校づくり」をめざします。

10. 自主的、民主的な研修を追求します。とりわけ「教育公務員特例法の一部を改正する法律」(2017)及び、改正教育職員免許法(教免法)施行(2022年7月)による教員免許更新制廃止、それに伴い2023年4月より施行される教育公務員特例法による新たな研修制度を分析、批判し、教職員の教育的力量を高め、より豊かな教育実践を展開できる研修のあり方を提起します。
11. 「学校評価」と「教職員評価」を一体のものとして学校の教育力の向上に向けて主体的・創造的に取り組みます。「観点別評価」はじめ様々な「評価」に対し憲法の下、生徒・教職員の成長に寄与する視点よりその是非、教育のあり方を追求します。
12. 障害者権利条約の理念にならい、特別支援教育のあり方及び特別支援教育に必要とされる諸条件や2018年度から導入された「通級における指導」について研究をすすめます。外国由来も含め特別ニーズを持つ生徒の視点からの学校づくり、授業づくりを追求します。

## I 事業報告：活動のまとめ

### [1]2022年度主要活動日誌

月	研究会	諸会議	その他
4	23 総合研究会①「ケア/ジェンダー/民主主義」	16 教文委員総会(オ) 29 第1回運営委員会(オ)	
5		8 県教研分科会役員会(オ) 29 第2回運営委員会(オ)	27 高教組定期大会
6	25 総合研究会②「特別支援教育を考える」(オ)	11 定期代議員会(オ)	2 第1回進路指導研究協議会(教文進路指導研究会がレポート発表)
7	23 総合研究会③「観点別評価」(オ)	23 第3回運営委員会(オ)	
8	2 家庭科全県研究会(オ)		18-21 教育のつどい(参集・オ)
9	10 上小支部教研(オ) 23 長水支部教研(オ・分科会開催) 23 更埴支部(オ・分科会開催) 23 上伊那支部(オ・分科会開催) 23 松筑支部(オ・分科会開催) 23 安曇支部(オ・分科会開催) 24 諏訪支部(オ・分科会開催) 下伊那支部(参集・分科会開催)	5-16 教育課程研究協議会(オ)	3 保護者教職員のつどい

10	1 高水・須坂支部教研（参集） 7 佐久支部教研（オ・分科会開催）	1 第1回再編検討委員会 9 県教研第2回分科会役員・ 共同研究者合同会議（オ）	
11		23 第3回運営委員会（オ）	5 県教研（オ）
12	4 総合研究会④「ジェンダー平等の教育 研究会」（オ）		25-26 民主教育研究所全国 学習会（オ）
1			6 高校教育研究委員会公開 研究会（オ） 28-29 高校教育シンポジウ ム（参集）
2		11 第5回運営委員会（オ）	9-10 開かれた学校づくり全 国交流集会（オ） 27 語ろう、子どもと教育～ 参加と共同の学校づく り教育課程づくり（オ）
3			25 態勢確立学習交流集会 （参集）

## [2] 2022年度の活動

### 1 職場教文活動

コロナ禍も三年目となり、収束するのが見通せないまま、2022年度は、学校の教育活動をはじめあらゆる社会活動も、制約の多い一年となりました。そのいっぽうで、教育現場では様々なことが模索されました。従来の活動も感染の波をかいくぐって、時にはオンラインも活用され実施されました。また、修学旅行や、様々な行事もコロナ対策を十分にした上で、実施されました。

授業だけでなく生徒会活動においても Google クラスルームが活用されたり、生徒一人一台タブレットの配布がされたりしています。世界的な感染爆発がきっかけとはなりましたが、あらたな教育手法を取り入れられ、新しい授業実践の展開を生む機会にもなっているのではないのでしょうか。

それら I C T 機器を用いた授業がもたらす教育的なメリットやデメリットについても、さらなる研究が必要です。教職員がお互いに情報交換を密にし、協力し合い、同僚性を発揮して難局に対峙することが益々必要になっています。

教育活動の基本は職場です。私たち教職員が多く時間を過ごす職場における自由闊達な議論と実践が、毎日の原動力となり、教育活動の豊かな可能性へとつながります。まずは職場内で、ちょっとした実践、ささやかな実践を共有し、教育について語り合いたいものです。そこから、支部、県、全国、さまざまな機会において実践と検証をし合う中で、充実を図りより生き生きとした教文活動ができていくのです。コロナ禍の下、教育の意味と同時に教文会議の意義を再確認する機会でもあります。教文活動は、生徒・保護者・地域の願いに応える「開かれた学校づくり」を進める上でも重要さを増しています。

## (1) 職場教研

職場教研は 16 の職場で実施され、22 回以上（3 回以上の職場が二つあるため）開催しました。2022 年度も、職場教研の活性化を図るために 100 万円を予算化し、8 校に各 2 万円の補助をしました。今後、職場教研や公開・研究授業が教職員相互の教育力の向上のために実施されることを願っています。

公的な研修だけではなく、自ら学び続けることが大切です。外部講師を探さなくとも、職場には、講師と呼べるだけの知識や特技を持った同僚がいます。また、職場内で教えあうことで、尊敬し合い、助け合う雰囲気を生み出すことができます。コロナ禍で孤立し悩みを一人で抱えることがあるのではないのでしょうか。同僚性を持って授業、生徒指導などでの悩みをお互いに話し合い、共有すること、気軽に学び合える「職場教研」を開催し続けることが今こそ大切です。

## (2) 公開授業

ほとんどの学校が、学校全体で公開授業を実施しており、中には、年間で 5 回以上実施した学校が 3 校、4 回が 2 校と、コロナ禍のなかにあっても、授業研究の実施が盛んになってきています。そこには、官制研修の一環としての研究会もふくまれているとしても、教職員全体のスキルアップを図るために実施することには大きな意義があります

# 2 支部教文活動

## (1) 支部教育研究集会（支部教研）

支部教研は、新型コロナウイルス感染症のために開催中止を判断した支部が 3 支部ありました。高水須坂、更埴、佐久、諏訪、上伊那、松筑、安曇の各支部はオンラインにて県外の講師に講演会を依頼し開催しました。更埴、佐久、諏訪、上伊那、松筑は参集方式とオンライン方式の併用、下伊那支部は、感染対策として分科会のみを実施しまし

た。集会在困難な中、教職員の学びを止めないために支部事務局はじめ各校の教文委員にご尽力いただきました。また開催中止の判断をされた支部も最終段階まで準備をされたことに感謝を申し上げます。

9月23日(金)の更埴支部・松筑支部から始まり、10月7日(金)の佐久支部まで10支部で開催されました。

支部名	開催日	会場	講演・講師
高水須坂	10月1日	須坂創成高校	■武者一弘さん(中部大学人間力創成教育院・専門職教育プログラム長・教職支援センター副センター長) ■演題:「観点別評価の背景と対応について考えてみましょう」
長水	9月23日	ZOOM	■今度珠美さん(鳥取県デジタルシティズンシップエドゥケーター・国際大学GLOCOM客員研究員) ■演題「デジタル・シティズンシップ」善きデジタル市民への学び
更埴	9月23日	屋代高校	■坂本龍太郎 氏 (ワルシャワ日本語学校教頭) ■演題「日本を出て、日本を知る～ポーランドから見た日本～」 ■分科会(教科別7:国語、社会、数学、外国語、理科、家庭科、美術)
上小	9月10日	塩田中学	■鈴木大裕さん(教育研究者、高知県土佐町町会議員) ■演題「先生が先生になれない世の中で求められる『働き方改革』とは」→塩田中学校内の校内テレビ放送
佐久	10月7日	野沢南高校	■東海林次男(東京都歴史教育者協議会会長) ■「モノから考える戦争と平和」 ■分科会:国語、外国語、社会、数学、理科、音楽、書道、保健体育
諏訪	9月24日	ZOOM、 諏訪二葉高校	■児美川孝一郎さん(法政大学教授) ■演題「Society5.0に向けた教育改革は、高校教育をどう変えるか」 ■分科会:国語、理科、英語、図書館
上伊那	9月23日	ZOOM 赤穂高校	■山本宏樹さん(大東文化大学准教授) ■演題「子どもと歩むGIGAスクール実践」 ■分科会:国語、理科、音楽、家庭科、工業、商業、学校保健、学校司書、図書館、教育条件整備・学校づくり、地域と環境、特別支援
下伊那	9月24日	下伊那農業 高校	■参集で教科別11分科会。 混合分科会(教科と学校を混ぜてグループ討議)で「評価規準」や「タブレットPC」について情報交換。

木曾			
松筑	9月23日	ZOOM 松本深志高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>■講演 和田 浩 氏(健和会病院(飯田市)小児科医)</li> <li>■演題「コロナは子どもにどんな影響を及ぼしているか」</li> <li>■分科会:学校保健(当日午後)、家庭科(別日程)、定通</li> </ul>
安曇	9月23日	明科高校	<ul style="list-style-type: none"> <li>■あしや(YouTuber) :人気高評価動画、約400万回再生記録。チャンネル登録者28万人。ロシアとウクライナの問題、日本と海外の文化の違い、長野県安曇野への関心、帰化に寄せるおもいをお話いただきました。</li> <li>■演題「わたしと日本」</li> <li>■家庭科</li> </ul>

- 多忙化の中、支部活動をどう継続し、活性化していくのかは課題ですが、教職員の研修に対する要望があることも丁寧に扱いたい点です。職場の多忙化による教職員の孤立が原因となって、一人で悩み、心身を壊し教職を去ることをとどめることができれば、教文会議の果たす大きな役割となり、存在意義と言えるでしょう。

◎「自分が深めたい教育課題や今抱える悩みは何か」というアンケートを今年度、初めて実施しました。「その結果「教科の指導方法」が最も多く50%でした。次に、「生徒指導・生徒対応」「ジェンダー平等と教育」「教育DX・ICT教育」「進路指導・キャリア」「特別支援教育」などが上位をしめました。すべて、目の前の生徒とう向き合ったらよいのか、という教師の悩みと、生徒の成長を願う思いがそこから読み取ることができます。そして何より、それらの課題解決の糸口を、教文を通して学び、教師としての専門性を高めたいという、前向きな姿勢が見てとれます。このような状況だからこそ、教文会議の存在価値はますます大きいといえるのではないのでしょうか。

## (2) 公開授業

「開かれた学校づくり」の視点から多くの学校で学校行事として公開授業を行っています。授業公開期間を設定して事後に意見交換を行うなど、授業改善に役立っている学校も増えてきています。授業力・教育力を高め合うための授業公開は、教文活動が早くから主張していたものです。

箕輪進修高校で実施している、講師を招いての公開授業と研究会は、「授業づくり」を学校づくりの大きな柱として位置づけ、7年間続けられています。ベテランの教員が「自分の授業観が大きく変わった。」と感想を述べるなど、成果を上げています。

## (3) ミニ教研、支部独自企画

- 上小支部では、2022年2月8日から2月25日まで動画のweb配信というコロナ禍

だからこそ有効な形で行いました。

講師：早川 幸枝さん（株式会社アルプス・フォーラム代表）

演題「過疎化が進む大岡の大自然と暮らしを未来に繋いでいくには」（20分）

#### (4) 支部の各研究会活動

- 新型コロナ禍の下で支部の研究会活動は困難を伴いました。オンラインの活用を含めて、活動の継続方法を検討することが求められています。来年度、県の課題別研究会が再編統合され、新たに7つの研究会として発足します。それに伴い、支部での独自性を担保しながら、県と支部との整合性をどう構築していくのか活発に議論していくことが求められます。

#### (5) 支部教文活動の課題

- ◎ 教員免許更新制はなくなりましたが、新たな研修制度が導入されようとしています。官制研修の縛りを強め、個々人の履歴として残していこうとする、自主的研修とは相容れない、半ば強制研修です。仲間とともに学び合い、同僚性を大切にしてきた、教文会議の存在価値が、ますます大きくなってきます。その価値をどうアピールしていくのか、工夫が必要と努力が必要です。（重要なので前に出す）
- 校務の上に教文活動を含め組合活動が追加され、負担感を強く感じている会員が多くなっています。情報化や新教育課程での観点別評価など、若いも若きも困っていることがたくさんあると思います。まずは今までのように、研究発表の場の性格を継承しながら、情報交換の場・疑問を出し合い、気軽に相談できる場というふうにして、気軽に楽しく参加できるようにしていくことが大切です。
- 新教育課程となり、今、必要性を感じているのは、総合探求学習、キャリア学習の部分だと思います。学習会を、計画・実施することが求められています。
- 今年度工夫した点と成果として
  - ・支部の運営委員会は参集をメインに、オンライン(Zoom)による参加も併用した。実際に、夕刻における会議には、遠方の学校からの出席には無理がある。
  - ・メールでのやり取りを頻繁に行った。
  - ・支部教研も参集とオンラインを併用した。
  - ・コロナ対策でもあるが、特に講演では、支部外の参加にも役立った。
  - ・講演では、高校生の参加も呼び掛けた。など各支部で困難な状況の中で様々な工夫と努力がなされました。

### 3 各研究会の活動

#### (1) 県課題別研究会再編の経緯

2020年度、第59回定期代議員会で課題別研究会の再編を開始しました。代議員会では「性教育研究会」と「ジェンダー平等の教育研究会」に改編し、特設分科会「福祉教育研究会」を運用上、教科別研究会に移動する規約変更を行うことを決定しました。2021年度第60回定期代議員会において、「図書館教育研究会」を教科別研究会とし、2021年度から課題別研究会再編の検討を開始することを決定しました。

再編提案の理由は、

- i. 教育課題を多様な角度で議論する必要がある。教育課題が複雑化しており、課題の原因が多岐の領域にわたっている。問題を横断的に見て分析し実践することが必要になっている。
- ii. 初めての参加者や学校関係者がともに学べる研究会の設立を実現したい。
- iii. 研究会会員数やレポート数が減少、不在の状況のため活動停止の状態がある。

再構成検討の視点は以下8点を挙げ討議を呼びかけました。

1. 教育課題研究を進める研究会の再編とする。教科別分科会は現状維持をする。
2. 教育課題を細分化するのではなく、研究会テーマを横断的に活用し、課題を総合的にとらえる方向で研究会設立を検討する。
3. 新たな研究課題に柔軟に対応できる研究会を目指す。
4. 再編に関しては研究会の意向を最優先し、再編を検討する。
5. 研究会のテーマや課題を大きな「テーマ」で再編成し、新たな研究会を設立する。
6. 研究会の運営、役員構成は研究会ごとに検討する。
7. 「支部教研」、「県教研」、「教育のつどい」の分科会との連携を考慮する。
8. 再編による財政的課題を分析する。

再編の構想案として、課題別研究会「学校づくりと教育課程研究会、定通教育研究会、青少年文化研究会、生活指導・自治的活動研究会、人権・平和・国際教育研究会、教育条件整備研究会、地域と環境教育研究会、教育史・教育法研究会、特別支援研究会」において長年蓄積した研究成果を継承、発展させ、「共同の学校づくり、子どもと地域研究会」「子ども理解と発達研究会」「学力、自主自治的活動研究会」「人権、平和研究会」「教育格差・貧困問題、教育条件整備研究会」へ再編統合を検討するとしました。

2022年度第61回定期代議員会で、1. 課題別研究会を再編する。2. 事務研究会を教科別に位置づける。2023年4月から県段階の新研究会活動を開始することを決定しました。定期運営委員会と2回の再編検討委員会（2022年10月1日と12月17日）や各研究会での議論、さらに「長野県教育文化会議アンケート」を実施し会員からの意見を聴取しました。この議論を経て課題別研究会を

1. 「参加と共同の学校づくり、子どもと地域研究会」
2. 「多様な学び、生徒理解と発達研究会」
3. 「青少年文化研究会」

4. 「人権平和・国際・環境教育研究会」
5. 「教育格差と貧困問題・教育条件整備研究会」
6. 「キャリア教育・評価・進路指導教育研究会」
7. 「ジェンダー平等の教育研究会」

に再編することに決定しました。これにより県研究会は教科別 14 研究会と課題別 7 研究会の構成となりました。2023 年度 4 月から新研究会が始まりました。

なお支部ごとの研究会組織については、2023 年度の支部定期総会において議論が始まります。

## (2) 全県研究会の概要

### 【国語】

#### ● 全県研究会

- ① 12 月 4 日全県研究会 (参集開催) 参加者 34 名

講演「徒然草を読みなおす。」

講師：小川剛生氏（慶応義塾大学文学部教授）

研究内容（レポート等）授業実践交流 大澤 代征さん、金井 和義さん（屋代高校）

- ・ 小川先生の講演をお聞きし、改めて徒然草・兼好法師に関わる最新の研究成果を学ぶことができた。
- ・「徒然草」に関わる授業実践を交流し、課題や成果を確認しながら、小川先生の講演で新たになった兼好法師像をふまえ、徒然草を教室でどう読むか、議論が深まった。
- ・ はじめてのオンライン講演会を開催した。著名な方の話を手軽に聞くことができ、可能性を感じた。
- ・ 3 年ぶりの対面による研究会が開催できた。一堂に会して講演や授業報告を聞き、意見交換するという当たり前の研究会スタイルがとてもかけがえないものであることが実感できた。
- ・ 講演・授業実践交流というスタイルは研究会スタイルの典型として定着している。

- ② 2023 年 2 月 4 日 (オンライン開催) 47 名

特別支援教育研究会・定通研究会との合同開催

講演「誰が国語力を殺すのか～言葉とは『生きる力』～」

講師 石井 光太さん

- ・ はじめてのオンライン講演会を開催した。著名な方の話を手軽に聞くことができ、可能性を感じた。

### 【社会科】

#### ● 全県研究会

1 月 22 日 (日) オンライン 参加 17 名

講演1 「ウクライナ戦争と現代社会」 講師 駒村 哲さん (信州大学)

講演2 「ウクライナ侵攻と国連、日本国憲法を考える大学の授業」

講師 宮下 与兵衛さん (都立大学)

権威主義的なプーチン政権によって始められたウクライナ侵攻の原因と現状から、一旦戦争が起きてしまえば簡単には終わらせることができないことを理解し、戦争を阻止する可能性はロシア国民にあるとする視点に立って、対中国を掲げてアメリカ・イギリスなどの国々と一緒になって軍事力増強を図ろうとする日本の政策を、若い世代がどのように捉えていくのか、学校教育における目指すべき平和の姿について課題を深めることができた。

#### 1年間の活動を通して得られたもの (成果)

オンラインによる正副会長会の実施により、活動の推進を図ることができた。また、アンケートの実施により観点別評価の実態を明らかにし、今後に向けて問題を検討することができた。県教研・全県研究会では、不安定な世界情勢の中、平和教育の重要性を再確認し、社会科教育で何を学び考えていくのか、直面する現実的な問題に答え得るものとしてどのような実践ができるのか、こうした課題が明らかになった。平和と人権と国際連帯の教育研究会と合同開催で全県研究会を企画できたが、教科の枠を超えて話し合うことができた。今後も引き続き合同開催を検討していきたい。

#### 1年間の活動を通して見えてきた課題

より多くの先生方のご意見を取り入れながら、問題意識を共有して活動ができるように工夫していきたい。多忙化の中難しい面もあるが、役割分担や活動内容を明確にしていくことが必要かと思われる。通信の発行や会議など、定期的な活動が継続して行われるように努めたい。

## 【理科】

### ● 全県研究会

10月15日 (土) (参集開催)

講演 「南佐久の里山再生プロジェクト～地域の自然を題材とした『探求活動』を考える」

講師 三石 和久さん (長野県長野地域振興局 林務課長)

青木 俊治さん (株式会社 青木屋社長)

新津 清秀さん (南佐久中部森林組合参事)

研究内容 (レポート) 今回は巡検のみ・1日で開催

① 木材の製材、加工、販売・・・(株)青木屋 (佐久市内山) 製材工場見学

② 立木の伐採及び搬出、再造林(植栽)等・・・北相木村、南相木村 現地見学

※事前学習会を10/6 (木) 18:30～20:00 にオンライン (zoom) で実施。

講師 三石 和久 先生(長野県長野地域振興局 林務課長)

進行 花岡 秀樹 (岩村田高校) 12名参加

1年間の活動を通して得られたもの（成果）

- ・前回（2019年）以降開催見送りが続いていた全県研究会を、巡検のみではあったが参集で開催できたことは大変よかった。
- ・全県理科研究会や長野県教育研究集会の成果等を含め、活動の記録を3年ぶりの発行となる「理科教育研究紀要 第50号」にまとめることができた。

1年間の活動を通して見えてきた課題

- ・支部研究会長会については開催見送りが続いてしまった。コロナ禍ではあるが、来年度は何とか開催にこぎ着けたい。

## 【家庭科】

### ● 全県研究会

8月4日（木）（オンライン開催）参加者44名

講演 「家庭科必修科目の中での金銭教育の扱いについて」～教科指導、学習活動に向けてのヒント～（学習方法、関連教材等の紹介他）

講師 宮川 嵩広さん（長野労働金庫）

今年度から年次進行で「新学習指導要領」が導入された。学習指導要領の改訂に伴い、小・中・高等学校の系統性や成年年齢の引き下げを踏まえ、「家庭基礎」および「家庭総合」の2科目で、「持続可能な消費生活・環境」が新たに大項目として位置づけられ、新たに「金融教育」が取り入れられることとなった。

そこで、家庭科必修科目の中での金融教育の扱いについて、学習方法、関連教材等の紹介をしていたき、教科指導・学習活動に向けてのヒントを学んだ。

1年間の活動を通して得られたもの（成果）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、参集しての活動はできなかった。しかし、正副会長・支部長会、総会、全県学習会、県教研、県との懇談会など、例年取り組んできた活動をオンラインで開催することができた。家庭科教員は各校少人数であることが多いため、教文での学習会や情報交換は貴重な時間となった。
- ・全県学習会は、正副会長は高校会館に参集、会員はオンライン参加で開催した。オンライン開催であったが、多くの参加（44名）があった。また、支部内で参集して学習会に参加をし、その後交流を行った支部が複数あった。オンライン開催をするときの一つの方法として、今後も取り入れていきたい。
- ・基礎調査は77校からの回答があった。各校の施設・設備状況や県全体の様子が分かり、県との懇談会の際に数字を出して懇談ができるので、今後も継続していきたい。また、今年度は新たに特別教室のエアコン、電子黒板、ボイラーの設置状況の追加調査を行った。調査項目を見直し、引き続き調査する必要があるものについては質問事項を精査し、調査をしていきたい。

- ・県との懇談会は昨年に引き続きオンラインで行った。基礎調査をもとに県に直接要望を伝える貴重な機会であるので、今後も継続していきたい。
- ・支部では、支部教研・学習会・交流会などが行われ、各支部での活動が再開されるようになった。今後も各支部で工夫をしながら活動を継続していきたい。

## 【技術・職業教育】

### ● 全県研究会

1月29日（日） オンライン 参加6名

研究内容（レポート等）

#### I 工業科の実践報告「地域貢献活動の取り組み」

～地域活性化活動を通じた地域との繋がり～

丸子修学館高校 戸兵 勝 先生

#### II 報告・研究協議

(1) 県教研「技術・職業教育分科会」報告 小諸商業高校 篠原 章浩

(2) 観点別評価の導入と課題

#### III 情報交換

(1) 高校再編整備計画 各校の状況

(2) 進路状況・就職内定状況

### 1年間の活動を通して得られたもの（成果）

県教研分科会は、共同研究者にも課題提起をお願いして分科会を組み立てた。当日は、共同研究者2名と高校・中学からそれぞれ1名の計4名という極少数人数での分科会となったが、約3時間、じっくりと意見交流ができ充実した分科会となった。何より、参加者が少なかったことが残念でならない。

全県研究会では、実践報告として丸子修学館高校（工業科・土木）の戸兵勝先生に「地域貢献活動の取り組み ～地域活性化活動を通じた地域との繋がり～」というテーマで報告をしていただいた。平成15年に地元からの要望により始まった地域貢献活動は地元住民にも認知され、地域に根づいた活動となっており、すでに次年度の事業に向けての準備が着々と進められている。また、今回初の試みとして全県研究会に県教研分科会報告を盛り込んだことで、特に共同研究者の課題提起を参加者全員で共有することができたことは大変有意義であった。

専門高校の再編に関しては県教研の分科会や全県研究会で、個々の高校の特性を維持しつつ「地域の特性に沿った高校専門教育」という見地を大切に、教科の垣根を低くして教科横断的な授業内容を前向きに取り入れる姿勢も大切であるということを確認できた。特に総合技術高校においては、強制される「専門性の確保と学科間連携」という相矛盾する条件を逆手にとって、学科の枠を超えて持続可能な社会をどう実現していっ

たらよいかを追究できる高校としての可能性について活発な意見交流ができた。

#### 1年間の活動を通して見えてきた課題

- ・ 県教組からの県教研分科会役員を選出（今年度は不在）。
- ・ ここ数年間、支部研究会長を把握できない状況が続いている。
- ・ 会員の減少や高齢化が顕著で、研究会の活性化には限界を感じている。
- ・ 後継役員の発掘が喫緊の課題である。

## 【学校保健】

### ● 全県研究会

#### ① 8月2日（火） 参集で開催

##### 研究内容（レポート等）

- ・ 統合型校務支援システム(C4 t h)の活用の実情について会員にとった事前アンケート結果の報告
- ・ 実践報告「C4 t hを活用するコツ」 発表者 屋代高校 山寺 智子
- ・ RAMPS 導入報告 「RAMPS 実践報告」 発表者 伊那弥生ヶ丘高校 林 友海子
- ・ 「精神不調アセスメントツール 使用の感想と課題」 発表者 更級農業高校 竹村 絵梨
- ・ グループ討議： C4TH や熱中症対策について、コロナ予算やコロナ対策について 等

#### ② 12月10日（土） 参集で開催 参加者 34名

##### 講演 「子どものサインが見えますか ～こころに耳を傾ける～」

講師 茅野 理恵さん（信州大学 教育学系准教授）

##### 研究内容（レポート等）

- ・ 職務内容の検討係より、今年度検討した職務内容の検討結果報告
- ・ 研究会活動のあり方検討係より、今年度検討した研究会活動のあり方に関わる検討結果報告
- ・ グループ討議（情報交換）修学旅行、コロナに関する日本スポーツ振興センター申請について、コロナ予算、災害時の備蓄、食物アレルギーに関わる書類、生徒の登校状況について 等

#### 1年間の活動を通して得られたもの（成果）

- ・ 全県研究会を、半日の日程で2回参集開催することができた。講演や実践報告、情報交換の等、日頃感じている興味や関心事について仲間と学び合い、温かいつながりを感じる機会を作ることができた。
- ・ 養護教諭の職務役割は多岐にわたり、多忙化の現状からくる研究会活動の活力維持に関わる課題を解決しようと、会員数維持や役員の負担軽減対策を考える研究会活動のあり方検討係を立ち上げた。今年度は、昨年度まで毎年取り組んできた全県での調査研究と、基礎研修会のあり方について意見を募りながら検討を重ね方向性に

ついて検討できた。活動のスリム化や役員体制の検討等研究会活動のあり方を考えていく一歩を踏み出すことできた。

#### 1年間の活動を通して見えてきた課題

- ・長野県教育研究集会の分科会の参加者について、役員以外の参加者増加は課題である。
- ・会員離れが進まないように、引き続き役員体制など活動のあり方を見直していく必要がある。そして、仲間と助け合いながら、無理なく学び合う研究会活動の検討が必要である。

## 【図書館教育】

### ● 全県研究会

2023年2月4日（土） オンライン 参加32名

講演 「探求的な学びへの『資料提供』について考える」

講師 庭井 史絵さん

研究内容（レポート等）

- ・「探究係を担当して見えてきたこと」 辰野高校 野口操
- ・「カーリル（学校図書館支援プログラム）を導入して」 屋代高校 中村智子

#### 1年間の活動を通して得られたもの（成果）

県教研分科会は、役員以外の参加もあり、中身の濃い研究会となった。

学びたいという要望が聞かれ、今週末独自教研実施。未会員5名も含め32名参加の予定。多忙ななか教文活動も厳しくなっているものの、本部の協力を得て実施できることはありがたい。

#### 1年間の活動を通して見えてきた課題

役員選出が難しくなっている

## 【青少年文化】

### ● 全県研究会

2月19日（日）

2022年度 青少年文化研究会 第1回全県研究集会を長野市の長野県教育会館で行いました。当研究会では、高校生を取り巻く文化的諸活動について、アンケートを実施したり、生徒会活動を中心とした自治活動の交流会を実施したりして、会員が県内の高校生の

活動を多角的に研究し、生徒の諸活動の実践に役立てています。

今回、11月の教研集会の図書館教育分科会においても好評を博したセーフティネット総合研究所長 南澤信之氏をお招きし、「メディアリテラシー教育」を中心に講演いただきました。

インターネット空間のネット情報に翻弄される現代人の思考を脳科学を基に解説していただいたり、今話題のチャットGPT（この時初めて聞きました！）を初め、肖像権（セブンイレブンのイレブンの“n”だけ小文字って知っていましたか？）、著作権、書籍の引用といった学校での取り扱いで現場に必須の知識をご教示いただいたりして、「目からうろこ」とはまさにこのことだと実感することばかりでした。

この研究会は会員だけでなく、生徒会顧問の先生などに向け、全高校に通知を出しましたが、会員のいる学校内にすら回覧されていないところも多く、少ない人数での開催となりました。しかし、とても有意義な会となりました。通知を見て他の研究会から参加された方もいらっしゃいました。今後も研究会の垣根を取り払い、多くの方が参加できる有意義な研究会がある教育文化会議であることを願ってやみません。

## 【ジェンダー平等教育研究会】

### ●全県研究会

12月4日（日）オンライン開催 参加者 30名

講演「ピルコンにおける性的同意の実践」 講師 染矢 明日香さん（NPO法人ピルコン代表）

研究内容（レポート等）

「包括的性教育」とは、性を生殖・性交のことだけでなく、人権教育を基盤に人間関係を含む幅広い内容を体系的に学ぶことを指し、現在その充実が課題となっている。ご講演の中では、すぐに使える実践的な性教育の教材や事例が数多く紹介された。参加者は実際に「性的同意」の授業を体験し、その理解を深めた。「ジュースを飲んだらすごくおいしかった！友達に一口飲むように勧める時どうする？」という投げかけから始め、自分のからだにだれが、どこに、どのようにふれるかは、自分が決められること！という基本的な考え方を分かりやすく理解することができた。「紅茶と同意(Tea Consent)」の動画は、ユーモアもあり大変分かりやすく、高校生にとって性的同意を理解するうえで有用な教材である。学校において、単発ではなく継続的にきめ細かい形で性教育を行うことが求められている。そのためには、包括的性教育への理解を深め、同僚間でも話題にすることが不可欠である。後半は、伊那北高校の研究会長中村より、実践報告「英語で学ぶ Sexual Consent（性的同意）」を行った。充実した討議が行われ、LHR・人権教育・家庭科・保健講話・社会科・国語・英語・保健体育・理科など様々な場面で性教育の実践を行うことができるのではないかという話がでた。

・昨年度は特設分科会だった県教研において、1つの分科会として運営を行った。宮崎公

立大学の寺町晋哉先生に「〈教師の人生〉と向き合う ジェンダー教育実践」というテーマで講演していただいた。また、野沢南高校の大日方光先生より、「高校での性教育の試み～野沢南と小諸商業で～」と「生理用品をトイレに設置するまで～二者協議会運動によって～」に関する実践報告があった。

・12月には総合研究会として「包括的性教育」をテーマに NPO 法人ピルコン代表の染矢明日香さんをお招きし、研究会を行うことができた。

## 1 年間の活動を通して得られたもの

### 1 年間の活動を通して得られたもの（成果）

加えて、研究会長が伊那北高校での「英語で学ぶ性的同意」に関する実践報告を行うことができた。ロンドン在住の大学院生である戸谷千尋さんも参加してくれ、国境を越えた交流の場・研究会となった。教文通信を見た他校の ALT が同じ問題意を持っており、徐々に性教育充実に

### 1 年間の活動を通して見えてきた課題

性教育の充実に願い、現状に課題意識を持っている先生方は多い。しかし、学校ごとに差が大きくあり、性教育を実施できていない学校も存在する。必要な教育が実施できていない状況を改善していく必要がある。

## (3) 主な全県研究会以外の取り組み

- ・理科教育 ・昨年（2021 年）より運用開始した「教文理科教育研究会」HP 上での活動紹介に関して、アンケート実施中。
  - ・教文理科 ML 経由での情報交換。今年 4 月以降 1 月までの投稿数は約 50 件。
- ・家庭科教育 ・家庭科教育の充実にに関する基礎調査（5 月）
  - ・10/18（火）オンライン 県教委との懇談会・申入れ
  - ・研究集録の発行
- ・学校保健 ・調査研究、職務内容の検討、長野県教育研究集会へのレポート提出
- ・青少年文化 ・アンケート調査（一部）「自分の将来と社会の将来について」アンケート
  - ・「高校生の日常」アンケート
- ・ジェンダー平等教育 ・県教研にて常設分科会として開催
- ・教育史・教育法 ・県教研分科会への協力 第 14・26 合同分科会運営
- ・進路指導 ・2022 年度就職選考（試験）実態調査
  - ・第 1 回進路指導研究協議会でレポート発表

## (4) 各研究会通信の発行状況

- ・国語研究会 5 号
- ・理科研究会 1 号

- ・家庭科研究会 17号
- ・学校保健研究会 10号
- ・図書館教育研究会 3号

## 4 2022年度の総合研究会

### (1) 第1回総合研究会

4月23日(土) オンライン

講師 岡野 八代さん(同志社大学)

演題 「ケア・ジェンダー・民主主義ーケアと教育のあいだで考える」

#### ① はじめに

岡野さんは政治学を研究していましたが、20年前から家族は偶発的に多様な人が集まっている事実から、家族という集合体に宿る他者性や、社会学的にも哲学的にも語られなかった家族の営みに着目し、家族で多く行われているケアの研究に発展しています。

家庭内で女性たちが主に担わされてきたケアについては、女性たちの差別・抑圧の元凶として批判されてきたのではないかと。それに対し岡野さんは、

- ・家族(私的領域)を排除しつつ、一方的に押し付けてきた政治を変革する。
- ・ケアの倫理を、資本制や家父長制への対抗原理と考える。
- ・誰が、なぜケアを引き受けてきたか、または引き受けざるを得なかったのかを歴史的に捉えなおす。という立場をとっています。

#### ② 講演要旨

- ・ケアと教育は共通性がある。それは「その人に潜在しているものを引き出し、成長させていく」こと。その意味では、教育はケア実践の一つであるが、2006年の教育基本法改悪や自己責任の強化によってケアとは反対の方向になってしまっている。
- ・この2年間で明らかになったのは、ケアワークやケアをめぐる社会状況に対する無関心だけでなく、ケアに従事している人たちの声を政策や政治に反映させないとする強い意志さえ感じさせる、ケアを貶める政治の異様な姿である。
- ・ケアはジェンダーを問う大切な視点である。そもそもジェンダーとは社会的文化的性差と一般的には定義されているが、個々人に強い力で強制される政治的性差と考えるべきである。諸個人の多くの意識の多くは、政治が決定している構造(=ジェンダー構造)によって決定されている。その政治性が、あたかも自然(当然)のように見せるのがジェンダー規範である。多くは家族の中で親から再生産されている。「男らしさ・女らしさ」の制約がジェンダー規範であるが、制約とはいえ、体得しているので、多くの人は強制とは感じない。
- ・ジェンダー秩序は、社会の仕組みの基本を作り出す、家族から法制度までを貫く、一定の人々の組織化の様子で、法制度は巧妙に作られる。例えば、国民年金の第三号被保険者の優遇策は、女性が無償の家事労働をすることが期待され、それが女性が子供を育て

ることが当然という社会を作り上げる。集団的には家族に潜在的に「支配＝被支配」が存在することを当然視させる。

- ・日本のジェンダーギャップ指数は経済・政治では低いが、教育面でも低い（2021年92位）。識字率に男女差はみられないが、大学進学率になると差がでる。博士課程への進学では差は顕著であり、OECDの中でも最低である。大卒の男女と高卒の男女の生涯収入を比べると、男性は大卒の方が、収入が増えるが、女性の場合、差は300万円と小さい。それが、教育のジェンダーギャップを作り出している。
- ・政治は、私たちの意識、常識、世界観、そして身体さえ作り上げている。
- ・男女平等とジェンダー平等の違いは、前者はいかなる領域にも男女の同数を、後者はジェンダー規範が支えている価値観を転換することを目指す。その観点から、誰が、傷つきやすいvulnerableな存在をケアするのか。いかなる負担を誰がどこまで負うべきかをしっかりと社会全体の責任で考えること。それこそが政治ではないか。
- ・ケアのニーズは、一人ひとり異なる。それゆえに、ケア提供者は何がよいケアなのかを実践の中でつかみ取るしかなく、最善のケアについて最終的な解答を得るのは難しい。そうした特徴をもった態度や活動を「女性らしい」と規定してきたのがジェンダー規範である。
- ・ケア労働が政治的にも社会的にも評価が低いのは、市場にはその価値を評価する能力がないからであり、ケア労働の価値が低いわけではない。ケアに関わる評価は政治的に決められており、政治に関わる人は、ケア労働をしなくてよい特権的な無責任者なのでケアの価値がわからないことが最大の問題である。
- ・一部の人たちの政治から多くの人たちのための政治、すなわちケアを社会基盤と捉え、公的なケア（教育を含む）を政治の最優先と考える人が中心となる政治を、過去の教訓や歴史に学びながら、みなで構築・構想していく時が来ている。
- ・日本は家事分担率が高いが、不公平感はかなり低い国の典型。日本はケアレスマンモデルで社会が構成されていて、みな「そんなもの」と思い込んでいるため。
- ・市場で価値がつきにくい特徴をもつケアの報酬は、だからこそ、公的に、私たちが決定するしかない。これまでも、そして現在も、保育士や介護士の報酬を全職種の平均以下に抑えているのは、政府であることが最も問われなければならない。
- ・ケアを中心とする民主主義への転換に必要なのは、有償・無償を合わせた労働時間を減らすこと。

## （2）第2回総合研究会

2022年6月25日（土）第2回「特別支援教育を考える総合研究会」報告

オンライン開催 参加40名 オンデマンド参加4名

この総合研究会は、県教組障教部、全障研長野支部、高校教文会議の三者共催で行われている。教文活動において研修は最も大切な機会だが、学校現場の多忙化もあり参加のしやすさを考え半日開催としている。短時間の中に多くの情報、知識を詰め込み、十分な討議や意見交換はできないが、特別支援教育の共通の学びを深め考え合う機会としたい。

講師 岡耕平さん（滋慶医療科学大学大学院准教授・人間科学博士・公認心理士）

講演 「高校通級制度を活用して特別なニーズに対応できる組織づくり」

○高校通級の問題は、どの学校にも当てはまる

高校通級制度は、高校の教員にとって寝耳に水の状態。非常にネガティブな意見を持たれている。「義務教育ではないのになぜ特別支援教育を行わなくてはならないか」「インクルーシブ教育というのなら、そもそも入学テストも不要では？」「学力が低い（学習能力に障がいがあるのなら）高校ではなく支援学校の高等部に入るほうが本人のためなのでは？」「生徒のためには、障がいの有無にかかわらず、学力だけで入試、進級評価を判定すればいい」など。このような議論は高校現場では本当によく聞く話である。

文科省の示す「高校通級」はどの学校でも行うものという意味があり、どのように学校を変えていくかの議論になると思っている。

もともと高校には適格者主義がある。ところが1984年には公立学校の入学者選抜は学校の裁量が重要となり学校が責任を負うことになった。もう一つの背景として、特殊教育と特別支援教育の違いがある。1947年「教育基本法」と「学校教育法」が公布された。1953年分離教育（特殊教育）が明確になる。知的障害については就学猶予などがあったが、1978年には就学免除や就学猶予が原則廃止となった。2001年WHOによりICF（国際生活機能分類）が採択。特殊教育から特別支援教育へと言葉が変わり同時に背景にある考え方は大きく変化した。文科省は2006年に学校教育法の一部を改正し「特別支援教育」の本格実施。2012年「インクルーシブ教育システム理念の導入」が中教審から出され10年ほど前に始まったインクルーシブ教育の流れの一つに「高校における通級」がある。

特別支援教育の目的は「障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」である。特殊教育の目的は「障害によって生じる欠陥を補うために知識技能を授けること」で、困難やできないことを埋め合わせするというものであった。目標は変えずに自立することをゴールにすることが最大の違いである。「障がい」「困難/克服」「自立」は人により解釈が違う。そのことが校内でも一枚岩にはなりにくく、通級制度（特別支援教育）がうまくいかない理由となっている。

通級制度が重視するものの一つはインクルーシブ教育理念の具現化である。学びの連続性（小・中・高・社会）の確保、個の教育的ニーズに即した支援の提供が必要となるが、校内の考え方、教員の解釈を統一する必要がある。また、高校通級は「自立活動」という単位取得になるため、保護者は高校にも特別支援学級ができたと思い期待されるが、実際には高校には授業の一部に通級制度を盛り込むことであって支援学級ではない。

○多様化し、増える「障害」

考え方の共有として改めて「障害」とは何かを考えたい。発達障害の可能性のある児童・生徒は年々増加している。相対的にニーズのある児童生徒の比率が上がっている。発達障害、情緒障害は増えてきているが、興味深いものとして大学における障害学生の在籍率は0.58%と増加幅は少ない。つまり、高等教育を受けている障害を持つ学生は高校までに脱落していることがわかる。発達障がいが増えているかを見ると、日本においては2005年「発達障がい者支援法」が転機となった。2003年ごろからGoogle検索ワードに出始め増

加した。トレンドワードと同時に発達障害の概念は定着したことに繋がるのではないだろうか。発達障害は「昔はなかった」というのではなく一般に広い概念を持ったと考えられる。産業構造との関係によって第一次産業、第二次産業が減り第三次産業（サービス産業）が増えたことにより、社会の求めるリテラシーとしてコミュニケーションを中心とした何でもできる人が必要とされ、社会的ニーズからはじかれる人にラベルが張られたことが現状だと考える。第4次産業革命はIT革命である。肉体労働は機械に置き換えられ、知能はAIとなる。医学の進歩によって未成熟で障害を持ちながら命をつなぐ子どもが増えたことも障害に変化が起きた要因となる。

WHOは1980年の個人モデル障害観⇒克服が目標、から2001年に社会モデル障害観⇒「解消」自立をどう支援するかを目標としている。「この人は何障害があるの？」から「この人に障害をもたらすのは何？」とアプローチが変わってきた。学校でありがちな「障害があれば免除」「障害でなければ努力不足、さぼり」という発想（価値観）から社会モデル障害観へと共有されなければならない。

障害は社会と人間の間にある壁と考えることにより、訓練、ルールを変える、代替え手段を使う、力を借りるなど、壁の超え方は様々な方法があることを考えると支援の方法は一つではなく様々なアプローチがある。特別支援教育は「自立」が目標となる、「自立」は自分一人で何でもできるようになることではない。「自立」とは依存先を増やす（自己決定のもとで）ことである。

障害とは「不利益の集中である」。目が見えないことが障害ではなく、目が見えないことによってできない事が集中すること。ゴールは目が見えるようになることではなく、見えないことによる不利益が解消される最適な方法を選択しながら解消することを目指すことである。このことが通級指導や特別支援教育の意味だと思う。通級はどのように不利益を減らすかということにつながる。障害は治るわけではないが、適応することにより問題は解消する。発達障害による困難（ニーズ）6.5%は平均であって、学年を追うごとに減少しているつまり、問題解消の方法に適応した環境が本人に合うことができ問題が生じなくなっていることの表れである。

#### ○誰を支援の対象とするか

通級（特別支援）で「誰を支援の対象とするか」は各学校によって大変苦労している。統一した基準で支援の対象を決めることがいい。インクルージョン（包含）はビジョンを伴った具体的で体系的な改編のプロセスそのものであるため構造的な変化を伴わないものはNGである。エクスクルージョン（排除）は分離教育であった。インテグレーション（統合）はある条件（標準化された要件に適応できる）を満たすことで障害のある生徒も一緒に学ぼうというもの、受け入れができる状態である。インクルージョンの思想とは相いれない。

通級の該当に「障害認定」は必要ない。指導内容は「自立活動」の一環として行うことで「置き換え」（読み替え）ではない。追加の単位として誰が行うかが次の問題となる。負担を増やさないで！という教員は結構な比率存在するが当然である。

また、学校によってニーズは変わる。偏差値の高い高校でのニーズはコミュニケーションに集中する。生徒は通級の投げかけを嫌がるが、ニーズは個人で異なるため通級を「自

分の学び方研究所」という名前にしたところ、それぞれの自分の学び方に通級を使う例があった。教室に戻った時にポジティブに生かすことができることが目的となる。

本人に障害の自覚がない「障害受容をさせたい」と願う教師は多いが、生徒はできない事、上手くいかない事がなんでうまくいかないかはわからない＝説明はできない。自分ができるようになった時に何故できなかったのかは初めてわかる。(一輪車に乗れない人が、なぜ乗れないかの説明はできないが、乗れるようになった時に何故できなかったがわかる)教師にありがちな「わからないことは質問に来て」には意味がないこともある。通級では上手くいくように仕掛けて、出来るようになったときに初めてわかることを確認する。

生徒も自分にうまくいかないことは努力不足と思いがちで、偏差値の低い学校では知的な低さがあり自分で決定して話すことは困難である。自分の事として捉えきれない場合「あいつのせい」「先生のせい」というように原因は他人になる。今の状態が良くない人は認めることはできないし、今の状態が良くない場合、その状態を受け入れることはできない。

発達障害についても、診断名を聞いて原因がわかり、安心する場合もあるが本人の納得出来ない場合は、本人が困っていないことが周辺の生徒が困ることとなる。困り感がない場合、困らせて気づかせようとする場合があるが、困らせることは必要のないプロセスである。できるようになるプロセスが大事であって「こうしたほうがいいよ」と伝えることが重要になる。

○できるようになるために

特別支援教育における ICT 武装や環境調整により「学習できる条件」を見つけ(条件は必ず記録する)先ず「できた経験」が大切。次に「できる条件」から努力をすればいい。ICTを能力の一部とするためには、いろんな道具を使いこなした上でできることを評価する。できる or できないではなく、どの部分(文章を読む、計算する、記憶する/思い出す、話を聞く、考えを整理する、理解する、文章を書く/説明する、他人と一緒に行動する)がうまくいっていないのかバリアを特定してバリアを除いてアクセスする。技術は手段であり目的ではないので、まずはスタートラインに立つために用いる。道具を使いこなした段階で評価する。努力したことのないものは努力の仕方もわからないので「努力」は評価できない。テクノロジー(サポート)を使って楽をさせることで本来育つ能力をダメにしてしまふ、テクノロジーは教育的ではないと思いがちだが、ICT を使っても教育的課題は次々と出てくるので、記録することが必要となる。

「なぜできない？」となりがちだが、知りたいことは「どうすればできる？」HOW型である。就労と学習は共通する。就職において大事なことは「こうしたらできるのでこうしてください」「自分でできることをふやす」＝合理的配慮である。合理的配慮とは、目標を変えず理由説明が可能で手段を変える事である。難易度を変える目標を変える事は教育的配慮である。合理的配慮(機会の補償)はスタート地点に立つことである。人と同じことをすることが正しいという考え方を取り除いて教育的配慮(到達の保証)を区別して認識を共有しておく必要がある。

時間の制限で「組織づくり」まで話がいかずに講演を終了します。

## ■小、中、特別支援学校からの報告：

太壽堂雄介さん（全国障害者問題研究会長野支部事務局、長野養護学校）

○「特別支援学級及び通級指導の適切な運用について」文科省からの通知により支援学級に在籍する児童生徒は週の半分以上を特別支援学級で受けるようにと指示が出たことについて、一人ひとりに合った教育ができなくなるおそれがあること。およそ15時間以上は支援学級で過ごすという作られた枠によって退級もありうること。今後、通級指導教室の重要性が出てくるが長野県では十分に設置されていない。

○「特別支援教育を担う教師の養成のあり方等に関する検討会議の報告」

2022年3月に取りまとめられ通知が出され「すべての新規採用教員は概ね10年以内までに特別支援学級や特別支援学校を複数年は経験する」とされている、このことにより特別支援教育の理解が広がることは期待できる反面、特別支援教育の現場では専門性が要求されるため、経験の全くない教員が仕方なく特別支援の現場に赴任することなど、教員にとっても子どもにとってもよくない状況が懸念される。

○「特別支援学校の設置基準」

特別支援学校の過密過大の改善を求めて長きにわたり保護者、教職員が署名運動などをしてきた。2021年9月に改正が行われ設置基準が示されたことは一定の成果と捉えるが、今回の設置基準ではこれまで改善が期待されなかった図書室、自立支援室、幼稚部の学級は5名以下と明記されるなど一定の前進はあるものの、その一方で児童生徒数の上限、通学時間の上限の規定、必要な特別教室の数などは示されていない。長野県では44教室の不足が今回の調査では69教室に増えた。整備基本方針では2070年まで生徒数の試算を行い生徒数は増え続けている。69教室の不足にさらに過密過大の状況が続くことが容易に想定される。県は解消の方向は持っていない。

○「高校の発達障がいの実態」について

県の調査結果では発達障がいの診断名を持つ生徒は全県3.74%、H19年度から毎年増加しています。いずれの発達障がい種においても増加傾向であり、全日制、定時制課程すべての高校に発達障がいの診断のある生徒は在籍していることがわかる。背景には長野県中学校の特別支援学級在籍率は全国1位で、そのうちの72.99%が高校に進学していることから高校進学者は多くなり、特別支援学校高等部への進学は全国比較では減少している実態がある。高校においても通級指導が始まり今後高校への期待は大きい。以上

## ■高校からの報告

北原恵美さん（教文会議特別支援教育研究会、箕輪進修高校）

○公立高校に在籍する「発達障がいの診断名を持つ生徒の割合」は調査開始の2007年度から10.3倍の増加となった。全日制2.25% 定時制課程には20.2%と多部制・単位制高校を含む定時制課程に発達障がいの生きづらさを持つ生徒は多く偏る。特に自情障学級からの進学率は90%を超え、少人数の編成が学習環境として安心であることが証明されている。DV、貧困、ヤングケアラーなど、高校生となり漸く自分からSOSを発信することができるなど、高校ならではの多様性も多岐にわたり、切れ目のない支援の必要性は続く。

○知的な低さを抱える生徒の進路保障

今年度の高校入学者選抜はほぼ全入の実態がある。「長野県特別支援教育推進計画」に基づく「一人ひとりのニーズに応じた適切な学びの場の実現」は多様性を受け入れる場としての定時制課程や地域高校においても、将来につなげる意味、進路保障という観点において、労働意欲の低下、欠如、就労後の離職の早さ、離職率の高さから困難がある。高校進学者増加と支援学校高等部入学者減少の関連についても考えたい。

○新たな教育改革の中で

ICT教育の推進では障がいや発達段階を考慮しない一人1台端末の導入があり、経済的負担感と共に、これまでの経験値の差や発達特性、知的能力による取扱の困難さは切実。教員にはタブレットが行きわたらず、生徒に貸し出したものが回収され来年度漸く配布される。

○高校における「通級による指導」

制度化され5年目となった。現在実施校は単位制・多部制高校3校のみ。現在の実施校では対象生徒は全校生徒のわずか1~2%である。高校にはそのための加配も十分ではなく担当者の負担は増大。通級が生徒にとっては有効であるが、担当教員、特別支援教育コーディネーターの負担は大きく、通級指導に係ることで過重負担の問題がある。通級指導による教職員の学びが学校全体の特別支援教育の柱になることを期待している。通級指導の該当校だけでなくすべての高校の特別支援教育の底上げと校内の組織づくり、「自立活動」が高校生活とその後の人生に価値のあるものとなる展開に期待する。以上

### (3) 夏の総研 7月23日(土)

7月23日(土) オンライン

講演：「観点別評価と教育課程を考える総合研究」

講師：武者一弘さん(中部大学)

以下、講演要旨です。

評価は、学習評価の意味を問うことであり、学習を経っていない事柄、人間性を問うようなものを評価してはいけない。評価するそのものは何者か、を意識する。自己評価と言っているながら学習評価の多様性がうたわれている。評価を実際に行うのは教師でなくてはならない。ICT、外注、業者から買うなど、ゆだねてしまっているのか。そこは、専門職としての教師の仕事、教師としての仕事が残るものである。

教育改革の動き

6大改革の教育改革では、問題のある教師をチェックする、指導力回復研修等、市場を通じて、子供たちの満足のいく教育に進んだ時期もあった。1つは契約型で、顧客満足度を高めていく形、もう1つは、品質保証をしていく、信頼を取り戻していく形だが、厳密には重なっている部分もある。

2006年7月教育基本法の改正では、政治の保守化、道徳教育の強化などの影響を受けて、ピラミッド型の学校構造となり、トップダウン的に迅速に維持していく形となった。自転

的に自己評価が回転していくもので、免許更新講習や免許を通じた管理の形となる。現在は廃止になったが、「指導が不適切な教員」の認定と研修が実施された。研修をだれが管理するのかが問題となるなか、国の地方教育行政への関与、教育委員会に関する是正指示ができるようになった。(2014年法改正 新教育委員会制度)

2015年時点では、管理型だけでなく契約型にも通底する考え方が生じ、学校の教育力への期待が高まり、次世代の学校地域創生プランが2020年に完成した形になっている。

次世代の学区地域創生プラン、学習指導要領の改訂による社会に開かれた教育課程とは、理念を学校と社会とが共有し、社会との連携及び協働により実現を目指している。公共施設の削減と「民営化」「民業利活用」「個別利害の代弁」を許さず地域経営の観点から「全体最適を目指す」としている。

### 学習指導要領—カリキュラムマネジメントと観点別評価

カリキュラムマネジメントは、生徒や学校地域の実態について使い分けが読み取れる。教育課程と学習指導要領、学習評価の改善の基本方針として、PDCAサイクルであり、自転構造である。誰でもいつでもどこでも回すことができ、吟味はしない。

評価の観点は、4観点が3観点になった。特に問題になるのは、学びに向かう力・人間性。人間性を目標として評価できるのか。主体的に学習に向かう態度を他者である教師が評価できるのか、人によって論理的、合理的に評価を分けることができるのか。

個人内評価は個人が内省的に評価するもので、個人の評価ならば好きなタイミングで好きな内容であるべきだ。感性・思いやりは「評価の対象ではない」としながら挙げているのはなぜか。主体的に学習に取り組む態度など、評価を推進する人たちが何を求めているのかが見える部分として、子どもの努力よりもメタ認知を評価している。学びの当事者である子どもよりも当事者からちょっと距離を置く方を重視している。新たな「主体的な学び」の弊害、粘り強くやらなくても、できれば評価が高いことになってしまう。

### 何のための評価か

今次学習指導要領改訂の特徴として、学習評価は、教員の指導改善や生徒自身の学習改善、カリキュラムマネジメント、メタ認知的な力及び自己調整力向上のためである。指導の評価化は、客観データ主義、授業と評価を合わせることが観点別評価に合わせることで、評価に授業を合わせるなどとなり、評価方法は紙面、課題、授業のたびに煩雑なルーチン作業を行うために、ICT化がさらに進められようとしている。

### 文科省を超えた各省庁の動き

文科省の地域創生プランは限界で、経産省、内閣府の影の部分の影響が大きいと感じている。2015年前後の教育改革の原理とビジョンの転換にズレがある。

「なぜ、経産省が教育改革？」との問いに、経産省の浅野大介氏は「文科省を一人ぼっちにしてはいけないから」と言う。文部科学省では実現できないので、財務省、総務省が「未来の教室実証事業」産業構造審議会を提唱し、一律一斉の授業ではなく個別学習計画の策定・運用の重要性を訴え、学級担任廃止、STEAM教育、ICTのドリル学習等で、学びの自立化・個別最適化を推し進め、自己調整のパーソナルトレーニングを重視した。人材養成の

主導権を文科省は失っている。行政と民間を総動員し、超スマート社会 Society5.0 の実現を 2019.5.17 教育再生実行会議で論じられた。

#### 令和の日本型学校教育と ICT による評価管理

令和の日本型学校教育では、評価さえも ICT 化していくのではという問題点もある。新型コロナウイルス下で内閣府が、加速する第 4 次科学技術イノベーションにより、探究的な学びはますます大事だとし、ICT によって評価していくことをすすめるようとしている。

学習評価の意味、多様性は、社会に開かれた教育課程とカリキュラムマネジメント・教育課程が重要である。教育の信頼回復とは、子どもを真ん中に、教職員父母住民の連携で学校づくりをすることだ。教職の専門性は教師自身（自分）だけ、ICT は使っても ICT におぼれない、競争的人事や多忙さで自分を見失わない、教師自ら（自分）が主人公の研修が重要となってくる。

## （４）第４回総合研究会

2023 「ジェンダー平等の教育を考える」総合研究会 記録

2023 年 12 月 4 日 13 時～16 時オンライン 34 名参加

- ① 講演「誰もが健康と権利を実現できる社会へ〈ピルコンにおける性的同意の実践〉」  
NPO 法人ピルコン理事長 染矢明日香さん

染矢明日香さんは、ご自身の経験から、大学生の頃に性の健康について問題意識を持ち、民間企業での勤務を経て、性の健康の啓発活動を行っている。NPO 法人ピルコンを設立し、政治への働き掛けも含め、様々な活動をされている。

「誰もが自分らしく生き、性の健康と権利を実現できる社会」というビジョンを掲げ、「性の健康と権利について誰もが気軽に学び、語り合い、相談でき、支援につないでもらえる環境の実現」というミッションを軸に活動されている。Line や Twitter などの SNS を活用した情報発信・相談支援を精力的に行い、若い世代の性の悩み・不安の受け皿となっている。

講演の中でキーワードとなった「包括的性教育」とは、性を生殖・性交のことだけでなく、人権教育を基盤に人間関係を含む幅広い内容を体系的に学ぶことを指し、現在その充実が課題となっている。講演の中では、すぐに使える実践的な性教育の教材や事例が数多く紹介された。例えば、アメリカの Amaze という性の健康と人間関係を幅広く学べる数分のアニメ動画教材は、ピルコンが 46 本の動画を日本語に訳しており、活用することができる。性に関する幅広いコンテンツを無料で見ることができる。さらに、包括的性教育教材ポータルサイト「ライフデザインオンライン」というウェブサイトには、学校現場で使える探究型の性教育に関わる学習教材がまとまっている。

講演の中では実際に「性的同意」の授業を体験し、その理解を深めた。「ジュースを飲んだらすごくおいしかった！友達に一口飲むように勧める時どうする？」という投げかけから始め、自分のからだに誰が、どこに、どのようにふれるかは、自分が決められること！と

いう基本的な考え方を分かりやすく理解することができた。また、性教育の授業を行う際に気を付けなければならないことも学んだ。理解を深めるため性に関する具体的なエピソードが出てくることや、無理をせず自分のペースで参加してほしいとこなどを伝え、参加者への配慮をしっかりと示すことが重要である。同意の取り方について、直接的な言葉のやり取りが気まずい場合は、二人の間で性行為を意味する合言葉を決めておくことが良いということだった。その後、グループディスカッションとして「ストーリーを読んで、性的同意を尊重する

ストーリーに書き換えてみよう」という活動の紹介があった。性に関わる生徒個人のことを共有させるのはプライバシーの観点からも難しいものがあるが、与えられた会話の例に対して意見を交換し、性的同意を尊重するにはどう変えればいいのかということは話しやすく、効果的な活動だと感じた。「紅茶と同意(Tea Consent)」の動画は、ユーモアもあり大変分かりやすく、高校生にとって性的同意を理解するうえで有用な教材である。さらに、高校生にも身近なデートDVに関しても、様々な種類があるということも学んだ。生徒自身がデートDVだと認識できないことも問題であると思った。パートナーのことを大事にする関係性においては、以下のようなことが重要である。「恋愛・性経験はあせらなくて大丈夫」、「妊娠や病気につながり得ることなので安心できる対策が必要」、「性について、お互いが納得できるまで話し合えること」などである。

科学・権利の視点に基づく情報から、行政・地域・医療・教育・家庭が連携し、子ども・若者の健やかな成長をエンパワーする環境整備を行うことが重要である。学校においては、単発ではなく、継続的にきめ細かい形で性教育を行うことが求められている。そのためには、性教育への理解を深め、同僚間でも話題にすることが不可欠である。

今回の講演会を通して、包括的性教育の実践のヒントを数多く得ることができた。このような研究会での繋がりを大切にし、実践を積み重ねていきたい。

## ②実践報告「英語で学ぶ Sexual Consent (性的同意)」伊那北高校：中村万里菜先生

- ・対象：3年選択「英語会話」3講座71名 英会話に積極的  
「話しましょう」と声をかけると相手に体を向けて他者の話を聴く素地ができています。
- ・毎回リマインダーを復唱 自由に間違いを恐れず英会話できる雰囲気
- ・夏休み前までは英会話の準備 短いフレーズの練習など
- ・夏休み以降、社会課題についてのディスカッション
- ・ALTと一緒に作る授業
- ・イギリス出身のALT自身の体験談が、生徒に具体的に考えさせるきっかけとして良かった。

例：「結婚するか、しないか」ではなく「いつ結婚するの？早くすれば！」と言われるのは女性である自身のみ、弟は何も言われないことへの疑問。

「Sexual Consent とは？」授業内20～25分

- ・動画視聴「紅茶と同意」 何を言いたいのか？ 性的同意に関し、日本における問題は何か？
- ・「Boundaries (境界・境界線)」について
- ・「Sexual consent handbook」ちゃぶ台返し女子アクションの活動の紹介

・染矢明日香さんよりコメント

ALTとの共同授業実践であることが素晴らしい。

英語だけで扱うのはもったいない。日本語で表現したらどうなるのか、日本文化の中ではどうなるのか考えて見ると更に発展するのでは。海外では大学内にポスターが貼られている事などと比較する等。

次のステップや社会的取り組みとして、性的同意だけでなく第三者介入による性暴力防止にも取り組んでいっては？

性教育は一人でやるものではない。みんなで取り組んでいきましょう！

・戸谷千尋さん（ロンドン大学ジェンダー学専攻）よりコメント

「Sexual consent handbook」や「Boundaries」は単なる性的同意の話ではなく、相互に尊重する関係をどうやって築くのかを実践していく活動。仲間が増えて、それぞれの大学の特性に合わせたコンテンツのハンドブック作りが広がっている。東京大学「第三者の私たちだからこそできること」ジェンダーやセクシュアリティの観点からまとめられた新入生向け冊子の紹介

ロンドン大学では性的同意を全員が履修することを義務付けられている

#### 【参加者の感想など】

・この授業実践は英語の授業だから良かったのかも知れない。

・生徒の生の声を拾い伝える事が、同僚に性教育の重要性を広げていくことになる。進学校だから必要ないのではなく、高校生は今必要な学びである。

・最近の事例で、憧れの人とのデートできることになって喜んでいた生徒が、切ない出来事になってしまい思い出したくない状況に追い込まれるような生徒がいた。小中高の継続的な学びが必要だと感じる。教員の性別や年齢によって生徒の相談しやすさは違うだろうという難しさも感じる。

・社会科の授業でジェンダーバイアスを取り上げてても生徒にはピンとこない。子どものおもちゃに対する意識など教材として参考にしたい。ちゃぶ台返しの方々のこんな活動があるのかと参考になった。

・進学校の生徒は勉強意外にゆとりがなく、大学進学後急に恋愛が身近な事になることも。

・性教育はどこで扱われるか？

⇒LHR・人権教育・家庭科・保健講話・社会科・国語・保健体育・理科・・・など？

## 5 県教研

長野県教育研究集会を11月4日に完全オンラインで開催しました。研究集会委員長の清水幸広さん（県教組委員長）の挨拶に続き、藤原辰史さん（京都大学人文科学研究所准教授）が「ウクライナについて考えつづける」と題し記念講演をしました。参加者は約400名でした。

「2月に始まったウクライナへのロシア侵攻について考えつづけることは極めて重要な問題であるにもかかわらず、批判的な人間でさえすでに飽き始めている。また同じ倦怠が繰り返され、私たちは暴力に加担することになるのではないか」という危機感を示されま

した。

東欧の歴史、さらには NATO の問題点などを紹介する中で、「攻撃する側でなく、される側の視点」、「統治する側でなく、される側の視点」など問題を見る視点が重要だと指摘されました。「未来に向けて私たちは芸術、学問、文学表現など生活に根差した表現を見つめ直すことが大切になってくると教育の大切さ」について触れました。

参加者からは「藤原先生が触れられた、私たち教育者のあり方が、これからますます問われる時代になってくると思います。学びを止めない。無関心をやめる。わかりやすいものに呑み込まれない。複雑さを受け入れる。こういったことを丁寧に愚直に続けていくことで、これまで弱体化してきた民主主義を再び鍛え直すことができるのだと確信しています」という感想が寄せられるなど、講演は高評価でした。

午後は 25 分科会を開催し、支部教研から推薦されたレポートなど 110 本の研究協議を行いました。完全オンラインは 2 年目となりましたが、参集式の良さ、オンラインの良さがあり今後の県教研の在り方の検討が必要になっています。校種をこえ、市民参加で開催される県教研の意味はますます大きくなっています。2023 年度は上小地区での開催です。

## 6 「教育のつどい」教育研究全国集会 2022 in 高知

「教育のつどい」が 8 月 18 日から 21 日まで高知市で開催され、オンラインを含め 4 日間で延べ 4000 人が参加しました。長野高教組からは 25 人の一般参加者と 8 名のレポーターが参加しました。オンライン併用で開催し、初日の田中優子さん（元法政大学総長）の講演会を約 1400 名が視聴しました。「多様性を包み込む社会へ」と題した講演では、ウクライナ侵攻に触れ、原因のひとつを「民族差別」による「暴力（戦争）の連鎖」と述べました。

2 日目教育フォーラムは、5 つの分散会に分かれオンライン併用で開催されました。B 分散会「GIGA スクール構想・教育 DX をジャックせよ！」では、スタディーログが全人格データを収集することになっているという指摘や、教育が市場化しつつあるが、教育の本質とは何かを問い直す必要があるという報告がありました。3 日目と 4 日目に 28 分科会、特設 2 分科会が開催されました。共同研究者の中嶋哲彦さん（日本教育政策学会会長・名古屋大学名誉教授）は、「政策による教育改革に対して教育運動における教育改革を対置して行くことが鍵である」と主張しました。

各県から「GIGA スクール」の現状では私費負担増の問題、通信制教員による遠隔配信活用、高校再編問題、高校入試制度の問題などの報告がありました。全国で実施される政策による教育改革の状況交流は、長野県における教育改革を客観的に見る上でも有益でした。参加者から「今回初めて教育のつどいに参加させていただきましたが、このような学びの機会は大変貴重であると実感しました。参加しないと損、参加すれば道が開ける」という感想が寄せられました。

2023 年度「教育のつどい」は分科会再編をして新たな出発をします。多くの方に参加をしていただくようお願いします。

## 7 全国規模の学習

### (1) 民主教育研究所「語ろう、子どもと教育～参加と共同の学校づくり・教育課程づくり交流集会」

2023年2月26日(日) オンライン

テーマ「すべての子どもたちの成長と発達を保障する教育課程と評価」

#### (1) 特別報告「今次学習指導要領の改訂と『指導要領体制』

—『教育課程』の意味と可能性—

報告者：植田健男さん(花園大学)

教職員と保護者・市民が語り合う分科会

テーマ「コロナ禍のもとでの子どもの実態と学校づくり・教育課程づくりの課題」

#### (2) 分科会

- ① 教育課程づくり
- ② 教育カフェ～子どもとデバイス、マスクどうする？
- ③ 勉強がたのしい、授業づくり・学級づくり
- ④ 平和教育

### (2) 民主教育研究所第31回全国教育研究集会

2021年12月25日(日)26日(月) 全国教育文化会館(オンライン併用)

研究集会テーマ「保護者、地域との共同から新自由主義教育改革の対抗軸を」

#### (1日目) 全体会 オンライン併用

テーマ「コロナ禍の分断を越える参加と共同を - アメリカの教員組合運動に学ぶ -」

講演 バーバラ・マデローニさん(レイバーノーツのメンバー)

鈴木大裕さん(教育研究者・土佐議員)

シンポジウム シカゴ教員組合の若い女性教師 Kate Tarenz さん

笹本育子さん(全日本教職員組合中央執行委員)

佐久間亜紀(慶應義塾大学 教育課程センター教授)

#### (2日目) 分科会 完全オンライン

1. コロナ禍と子ども・若者
2. 憲法と平和教育
3. 教育課程
4. 高校再編
5. 学校、地域を私たちの手に
6. 教師の働き方のゆくえ
7. ジェンダー平等と教育
8. 障害児教育の専門性とは何か

## 9. 環境

基調報告では、2006年の教育基本法改正後、第2次安倍政権のもとで進展した新自由主義教育改革の現状と問題点を踏まえつつ、コロナ禍で学校現場が混乱し、子どもや教職員にとって過酷な状況となっていることを指摘し、アメリカの教職員組合がパンデミックの中で広く市民と連帯して社会運動を繰り広げ、新自由主義への対抗軸を形成していった経緯から学び、日本における教職員組合活動が「社会正義的組合」を目指してどのような取り組みを行っていくのか議論し深めて行くことが提起されました。

以下、基調報告としてまとめられた内容とバーバラ・デニーロさんの講演の概要です。

### 《基調報告》

#### 1. コロナ禍がもたらしたもの

新型コロナによるパンデミックの中、安倍首相による法的権限のない一斉休校が要請され、緊急事態宣言のもと、多くの自治体で休校措置がとられた。これを受けて、学校現場では感染防止対策や分散登校、行事の見直しなどの対応に翻弄される中、十分な条件整備がなされないまま、急遽オンライン授業への切り替えが押し進められた。休校により、東京の小学校では1年生のひらがなの習得が家庭教育にゆだねられたことにより、学習がつかず、学年が上がっても思いを文字化できず荒れる子供の姿が見られた。文科省の令和3年の調査では、小中の不登校が過去最高となり、いじめ件数も上昇した。特に、小学生の暴力行為が増加し中学を上回っている。文科省は、この原因をコロナ禍により交友関係が希薄になり学習意欲が低下したと分析しているが、学校自体が子ども、特に小学生にとってストレスフルな場になっている現状があると考えられる。

#### 2. 災害時便乗的なGIGAスクール構想から新たな政策パッケージへ

コロナ禍で災害時便乗的に前倒しで行われたGIGAスクール構想は、自治体がトップダウンで導入し、子どもや教員に大きな負担と混乱をもたらした。一方、日本とは対照的にアメリカでは、教員組合の教師たちが全リモート授業を目指して、安全な学校環境が保障されるまでは教室には戻らないとして保護者や地域住民と共に行政に対して「学校再開闘争」を行った。

また、AIが個別に提供するプログラムに取り組む「個別最適な学び」は、公教育において実践されてきた集団的な学びの崩壊と、究極の自己責任体制をもたらす危険性を有している。2022年6月の内閣府の総合科学技術・イノベーション会議が公表した「Society5.0実現に向けた教育・人材育成に向けた政策パッケージ」では、デジタル社会に必要な人材育成、不足する理系人材確保のための能力主義的な教育観による学校教育が提唱されている。また、新たに創設された「子ども家庭庁」は、私的な領域である家族への介入や、「デジタル庁」と連携して、子どものビックデータ収集・管理を担当することが懸念される。経済産業省・内閣主導で、経済政策としての人材育成のために、学校制度を大規模に序列的に再編し、一部のエリート教育に資源を集中し、教育の機会均等と目指してきた公教育制度が掘り崩される危険性がある。

### 3. 新自由主義教育改革の現状

2006年の教育基本法改正後、第2次安倍政権の下で新自由主義教育改革とそれを補完する新保守主義的教育改革によって進展した。教育基本法の改正は、第2条による教育の自由の尊重と、国が教育内容に無制限に介入する歯止めの根拠となった第10条の文言を削除した。その結果、行政が教育内容や方法に直接介入する「学力テスト体制」に道が開け、「スタンダード」という教育方法・生徒指導のパターン化がすすんでいる。このため、学校は子どもにとって生き生きとした場ではなくなり、また教師が専門性を発揮して子どもと触れ合いながら教師集団をつくり教育活動を実践していくという営みも阻害されている。さらに、改正教育基本法は、「道徳」の教科化をすすめ態度主義を促がした。これに基づいて「学校規律」としてゼロトレランスポリシーが導入され、校則強化など管理主義的な教育が行われ、「指導死」が増加した。これらは、これまで積み上げられてきた子どもの権利実現に逆行するものであり、教育現場は教師だけではなく、子どもにとっても過酷な状況となっている。しかし、日本国憲法に規定されている教育を受ける権利を実現し、「人格の完成」をめざす教育基本法の基本的な位置は揺るがない。そこを拠点に私たちの実践と研究が追求される必要がある。

### 4. 教職員の労働条件の悪化

「働き方改革」が提唱されているが、教職員の長時間労働は解消されず、非正規雇用の増加、全国的な教員不足、教師希望者の減少が続いている。こうした背景には、先に述べた学校現場での「スタンダード」の多用、強制的なオンライン授業の導入、多忙化により教材研究の時間的余裕も不十分で自主的創造性が活かさない状況が教師の仕事を無意味なものにしている現状がある。また、常に評価と競争にさらされる職場で管理職によるハラスメントにより、若い教師が傷つき、離職する事態もみられる。子どもにも同僚にも「人間らしいあたたかい職場」が求められる。小学校の35人学級が実現したが、都市部の多くの中学校では実現していない。児童生徒数の自然減に対して、教員定数を維持すれば小中で速やかに少人数学級が実現するが、文科省は教員数を減らしている。さらに、今まで自治体が独自に少人数学級の実現に充てていた「指導工夫改善加配」を、新たな35人学級実現に回してしまったため、逆に少人数学級の実現が難しくなっている。小学校の高学年での教科担任制を推進しているのに加配教員数が不十分であるため、中学校教員が小学校に勤務するケース、小学校の担任同士の交換授業のケースが出現して、結果的に教師の授業時間数の増加、多忙化につながっている。

### 5. 学校と地域の再編

2014年から始まる「地方創生」政策で総務省が要請した「公共施設等総合管理計画」により、小中高の学校統廃合、実質的統廃合である中高一貫化や他の公共施設との複合化が進められている。政府は教育的理由をあげているが、経済効率や地域の新自由主義的再編を進めようとするものである。産業構造の転換を受けた高校再編も、一部の自治体で急速に進められ、子どもにダメージや地域の衰退の原因となっている。

## 6. 新自由主義教育の対抗軸

以上のような新自由主義教育改革は、経済的な目的を最優先させるためにトップダウンで行われる。こうした動きに対して、学校レベルでの自治に基づく共同や子どもの成長・発達のために自主的に決定される事項こそが最も障害となる。しかし、日本の教職員は徹底的に管理され、学校自治の実現が困難になっている。アメリカのシカゴ市では、学校統廃合に反対する教員組合と地域住民の活動家が「反民営化、反統合」を掲げ、教育改革の対抗軸を形成していった。教員は自分たちの労働条件だけでなく、地域のコミュニティの利益や差別・貧困などのためにも団体交渉を行い、教育条件整備を求めていく「社会正義的組合主義」が目指されることになったため、2012年のストライキは広く市民から支持された。その後、2020年以降のコロナ禍で顕在化した社会的矛盾や困難を受けて、さまざまな分野での組合の結成と多くのストライキの実現につながっていった。BLT運動により学校から警察を排除する運動が各地で行われ、より広い社会的連帯へつながっていった。今回の講師バーバラ・マデローニさんは、多くの人々がパンデミックにより「希望がなく、競争に駆り立てられ、分断され、孤独にされている」という自覚が、こうした動きの背景にあると指摘している。

日本では、コロナ禍の経験から少人数を望む国民的運動が高まり、40年ぶりに小学校での35人以下学級が実現したが、大きな変革を望む兆しは、まだこれからである。私たちが、アメリカの取り組みから学ぶ点は多い。今回のシンポジウムでは、以下の課題を深めて行く。

- ① 公教育に対する新自由主義に対する戦いを、教員組合はどのように組織していくか
- ② 保護者との連携をどのように進めていくか
- ③ 社会正義的組合をどのように実現するか
- ④ 教師が多忙で組合員が減少している中、これらの課題にどのように取り組むか

そして、これは教職員に限定される課題ではなく、分断され、孤立し、経済的に困難な人々が、新自由主義による経済構造を知り、連携して共に矛盾を解決する方向性を考えていきたい。これは、私たちが目指してきた教職員・子ども・保護者・市民の共同の実現にもつながる取り組みである。シンポジウムでは、日本の青年教師が、同僚や保護者となつながらのどのような困難を抱えているのか、また日本の教員不足、非正規雇用の増加といった課題が提起される。各分科会では、それぞれの個別のテーマに分かれるが、新自由主義的教育改革への対抗軸となる、子どもの成長、発達に寄与する私たちの共同のあり方を検討する。

《講演 Barbara Madeloni, “When We Fight, We Win: Teacher Union Organizing In The United States”》 (たたかえば勝利する：米国における教員組合の組織化)

公教育における新自由主義政策に対して、教職員組合が対抗軸をどのように構築してくのか、また保護者や地域と連携し、社会的な労働運動にまで高めていくためにはどのような方策が必要なのか、学校現場が多忙化し教員の組合員が減少していく中で、こうした活動を目指していくための取り組みを、労働運動を組織していくための基本原則の視点から検討し、より民主的な活動を組織することにより、労働者が権利を獲得する力を持つ社会への変革運動について考えていきたい。

### (3) 2022 年度高校教育シンポジウム

2023年1月28日(土)～1月29日(日)の日程で山梨県石和温泉を会場に高校教育シンポジウムが開催されました。コロナ禍ではありましたが、参集式で開催されました。テーマは「子どもたち・生徒たちに寄り添った学校を」～子どもの権利が生きて輝く高校を～とし、全体会では荻上チキさん(評論家、NPO法人ストップいじめ!ナビ代表理事、一般社団法人社会調査支援機構チキラボ代表)が「ネットいじめ・いじめの実態、なぜ起こるのか」と題して講演を行いました。

4分科会「高校生の学びを社会全体で支えよう」、「民主的な主権者を育てる学校づくりをすすめよう」、「高校生に確かな学力を保障しよう」、「子どもたちのねがいや高校における特別ニーズに応える教育のあり方を考えよう」が開催されました。分科会では、「普通科改革」「専門学科改革」「GIGA スクール構想」「急速なICT教育」「高校統廃合」、主権者教育のあり方、高校での観点別評価、高校での「通級による指導」の課題等、特別支援教育などについて全国の実践報告と交流が行われました。

長野県からは定通制研究会から「高校生活支援相談員の配置と課題」と題して、日本語を母語としない生徒の支援のために配置されている高校生活支援相談員について配置と課題を柳澤宏至さん(上田高校定時制)が報告しました。

### (4) 「開かれた学校づくり全国交流集会」と 「『開かれた学校づくり』全国連絡会」

「開かれた学校づくり全国交流集会」は日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」に励まされながら、第1回(2000年開催)の高知集会における奈半利中学校の三者協議会、第2回長野大会(2002年開催)の長野県辰野高校の三者協議会に代表される、児童生徒に開かれた参加と共同による先進的な学校づくりの取り組み等、実践を通し学びあってきました。その後、子どもを取り巻く深刻な学習環境の変化に対応して、「発達障がいの子どもへの理解と多様性を認め合える学校づくり」、「いじめや不登校、経済的困窮家庭の子どもに寄り添った子どもの居場所づくり」「開かれた教育行政」など、交流内容も次第に広がり今日に至っています。そして2022年3月31日には、「『開かれた学校づくり』全国連絡会」が立ち上がりました。過去20年にわたって毎年各地で開催してきた「『開かれた学校づくり』全国交流集会」の取り組みを継承しつつ、時代の変化に対応すべく、新たに結成された連絡会です。

「『開かれた学校づくり』全国連絡会」の発足会で示された趣意書には以下の行があります。

私たちがめざす「開かれた学校づくりとは:①児童生徒、保護者、教職員、住民など、学校にかかわるすべての人々が参加する学校づくり。②障がい児や経済的に困窮した家庭の子どもなど様々な学習・生活上の困難を抱えた子どもたちへの適切な支援により、すべての子どもが安心して楽しく学べる学校づくり。③学校に新しく配置されつつあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどとの協働を大切に、子どもの声を聴くおとなの側の共同性と専門性を発揮した、子どもの声に応答的な学校づくり。④学校運営協議会などを活用し、保護者、地域住民、教職員による「学校の自治」を尊重する「開かれた教育委員会」を求め、地域の人々が共同してすすめていく学校づくり。⑤首長、議会等と連携した地域づくり、まちづくりにつながる学校づくり。

コロナ禍にあり、活動はOn-line実施の企画が多くなっていますが全国交流集会や会の活動の様子は「『開かれた学校づくり』全国連絡会」HPにて紹介されています。

2022年12月4日には第21回「開かれた学校づくり」全国交流集会がOn-line開催され記念講演(『こ

ども基本法・子どもの権利から実現する「子どもの最善の利益」と3本の実践報告（高知県奈半利中学校教員と生徒の発言、法政大学中学高等学校教員、鳥取県南部町教育長）がなされました。

全国連絡会では、年2回の研究会を開催することになっています。第1回研究会は、2022年8月24日、日本教育学会ラウンドテーブル枠で開催しました（テーマ：「生徒参加による校則改正の取り組み—子ども・保護者・住民・教職員の参加による学校づくりの実践が教育学研究に問いかけているもの（その1）—」）。第2回研究会はテーマを「開かれた学校づくりと学校評価—子ども・保護者・地域住民の参加—」とし、On-lineにて3月12日に開催されました。26名の参加で、特に若い世代の院生・研究者の積極的な参加が印象的でした。三者協議会を実践している中央区立日本橋中学校の実践報告をもとに、会の企画運営委員をつとめる日永龍彦さん（山梨大）から戦後学校評価研究と政策展開のレビューがありました。「当事者による学校評価の実践は、開かれた学校づくりそのものではないか」とする提起もあり実践者と研究者の共同により、「開かれた学校づくり」の実践と理論を開拓していくという、会の目的にふさわしい研究会となりました。

2023年3月31日には「開かれた学校づくり」全国連絡会第2回総会がOn-lineで開催されました。2022年度の活動報告や2023年度の活動方針、審議事項に関する質疑応答、意見交換、承認等が行われました（17名の参加と17名の委任状）。

「『開かれた学校づくり』全国連絡会」では「開かれた学校づくり」全国交流集会の組織を發展させて、個人加盟の全国ネットワークにして、参加と共同の学校づくりをさらに進めていきます。現在会員拡大をすすめています。HPは下記の通りです。

『開かれた学校づくり』全国連絡会 HP (<https://sites.google.com/view/hgzenkokuren/home>)

会費は無料で、ホームページで全国の情報が得られます。長野からも様々な発信に取り組みたいと思います。

## 8 教文会議の刊行物

### （1）教文通信

教文通信は会員の交流を目的として発行していますが、常任委員会の編集体制が取れず事務局が担当してきました。

教文総合研究集会、支部教研、県教研、教育のつどい（全国教研）で報告されたレポートや各研究会、支部活動の紹介を掲載し、学校を超えた交流の機会となっています。現在通算282号発行し、と教文通信digital電子版を通算22号発行してきました。

教文通信は2003年度から全教職員に配布し、教文会議加入をすすめるための活用が求められています。年度始まりには、新規採用者への加入勧誘号と各研究会紹介のための「えでゆきゆる」を発行しています。また教文通信のダイジェストを紙版で発行し、全教職員に配布しています。

学校現場での教育実践や教育研究者の論考を掲載し、日常的な教育実践のきっかけやヒントを得られるようにしてきました。

## (2) 教文ホームページ

「長野県教文会議 HP」(<https://kyobun-kaigi.org>) は、だれでも、いつでも、どこからでもアクセスできる情報サイトを目指して内容の充実を図っています。教文主催の研修会案内や学校、支部での教文活動に必要な申請書等を掲載し、活動にかかわる実務の軽減化や利便性の向上のために作成をします。現在、会員サイトには資料を掲載していますが、一層内容を充実するよう取り組みます。

現在、紙媒体で発行されている教文通信、県教研情報、議案書などを HP に掲載しています。利便性や財政面の観点から充実した HP づくりに取り組みます。研究会会報の電子化が一部で始まりました。研究紀要の電子化も検討します。

## Ⅱ 「教育をめぐる情勢」

### 全国の教育をめぐる情勢

#### 1 ロシアのウクライナ侵攻

2月23日、国連総会緊急特別会合が開催されロシア軍に「即時、完全かつ無条件の撤退」を要求し、「ウクライナでの包括的、公正かつ永続的な平和」の必要性を強調する決議案が141カ国の賛成で採択されました。3月17日、国際刑事裁判所は、ウクライナの占領地域の子どもたちをロシアに移送したことが国際法上の戦争犯罪にあたるとして、プーチン大統領に逮捕状を出しました。しかし、国際社会の足並みがそろわず、早期の戦争終結を実現する上で支障となっています。

岸田首相は3月21日、ウクライナを「電撃訪問」し、殺傷能力のない装備品3千万ドル（40億円）分を供与する考えを明らかにしました。さらに、G7広島サミットにゼレンスキー大統領を招待し、参加する約束を交わしたと「成果」を帰国後の国会で語っています。

国連総会では2023年2月に、ロシアの4州の「併合」を無効とする決議を採択しました。賛成は193の加盟国の7割を超す141カ国に上りました。ロシアの侵略を断罪しその責任を厳しく追及する決議は6回目です。

一方、米国はNATOとアジアにおける軍事同盟との連携を強めるよう圧力をかけています。しかし、アジアでは東南アジア諸国連合（ASEAN）を中心に、対話と協力で平和を築く歩みが進められており、「逆流」を持ち込むべきではありません。危機に乗じて軍事ブロックを強化するのではなく、国連が主導して紛争のエスカレートを抑え、人道危機を打開するために最大限の外交努力を強めることが急務となっています。

#### 2 コロナ禍と学校教育

新型コロナウイルス感染症は、2020年の感染発生以来、感染者は233の国・地域におよび、感染者数は7億6100万人、死者は688万人となりました。（2023年3月21日 世界保健機関（WHO）公表）変異株「オミクロン株」の出現により、2022年は全世界で感染が爆発しましたが、2023年には多くの国で漸減傾向となりました。また、各国それぞれの判断で、感染・検査・医療データの日ごとの実数把握と公表が、次第に簡略化されています。

各国では、経済対策を重視して、緩やかな制限が主流を占めているのが実情です。マスク着用義務の撤廃や、海外渡航を含む行動制限緩和は、世界各国の共通の風景となりました。

政府は、2023年3月にコロナの感染症法上の位置付けを、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることを決めました。それに伴い、現在は無料としているワクチン接種や、医療機関での検査や外来、入院時費用の本人負担を求めています。また、これまでコロナ患者に対応してきた医療機関への財政支援は大半を縮小することも決めました。

国民にも医療現場にも「自己責任」を押し付ける5類引き下げとなるのであれば、患者の受診控えを招いてさらなる感染爆発の事態が訪れるとともに、医療機関のコロナ対応がより困難になり、全国的な医療崩壊につながる事態が危惧されます。

### 3 「教育改革」の動向

#### (1) 骨太方針 2022 と教育政策

政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（「骨太方針」、2022年6月）で、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻、気候変動、人口減少・少子高齢化など構造変化の下、「新しい資本主義へ」を起動するとしています。

「新しい資本主義に向けた重点投資分野」として、「人への投資と分配」を位置づけ、「質の高い教育」を改革の柱としました。「質の高い教育の実現」として、教育未来創造会議の第一次提言（2022年9月）等に基づいた提起をしています。内容は新たな時代に対応する学びの支援の充実を図るために、給付型奨学金等を多子世帯等中間層へ拡大し、柔軟な返還・納付（出世払い）にするとしています。大学等の機能強化では、成長分野での産学官連携強化、自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合を5割程度にし、文理横断的な学びへの転換と人材育成を加速するとしています。

また科学技術・イノベーション、GX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）などへの投資が明記されました。社会課題の解決の取組みをPFI（官民連携）の下で推進すると提起しました。施策の実施はEBPM（証拠に基づく政策立案）やPDCAの取組みを通じて効率を重視するとしています。これらの考え方が教育行政や学校現場にまで徹底されているように、教育が経済政策に従属した状況にあります。

#### (2) 総合科学技術・イノベーション会議と総合的安全保障

内閣府総合科学技術・イノベーション会議（CSTI、議長は首相）の教育・人材育成ワーキンググループが「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（2022年6月、以下「政策パッケージ」）で3本の政策と実現に向けたロードマップを公表しました。「政策パッケージ」では、「多様性」「多様な幸せ（well-being）」がSociety5.0の中核とされ、能力主義的な方向性が示されました。新たな産業構造の転換、デジタル社会の実現に必要な人材養成、不足している理系人材確保に舵を切ろうとするものです。

CSTIは省庁横断的に内閣府の一部会が教育政策を提起し実現するもので、極めて中央集権的な形態をとることが危惧されます。またCSTI事務局に防衛省の職員が出向していることが明らかになりました。CSTIは科学・技術政策の「司令塔」で、国の科学・技術政策の予算配分など強い権限を持っていますが、「第6期科学技術基本計画」で科学・技術を「総合的な安全保障の基盤」と位置付けるなど軍事優先の科学・技術推進が進められることが危惧されます。

多様性を取り入れたエリート主義的教育、国・財界が求める「人材」育成に特化した教育、さらに総合的安全保障と結びついた科学・技術政策が推進される恐れがあります。

#### (3) ICT教育の拡大と教育データ管理

Society5.0に向けた新たな価値創造をするため、ICT活用により、「教師による一斉授業」「同一学年」「同じ教室」「教科ごと」「同質・均質な集団」からの転換が重要としました。

教育データの活用については、「教育データ利活用ロードマップ」（2022年1月、デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省）に基づき、データ駆動型教育への転換が行われています。データ駆動型教育は「個別最適な学び」と「証拠に基づく政策立案（EBPM）」を実現しようとしていると言えます。

生徒の個人データの扱いについては、個人情報保護の観点から慎重を期して取り扱いが行われる必要

があります。民間教育産業へのビッグデータの提供については、営利目的の利用が予想されるため、個人情報保護法に基づき対応を徹底すべきです。

## 4 学習指導要領－「道德教育」「教育の政治的中立性」と「観点別評価」

### 道德教育、教育の中立性

「道德科」が設置されていない高等学校においては、道德教育の指導体制を強化する方針が示され、校長のリーダーシップの下に、道德教育推進教師を中心として全教師の協力体制を整備充実させ、「全教師が道德教育の担当という意識」をもって一貫性のある道德教育を組織的に展開して行うものとしています。さらに、保護者や地域住民の理解と協力も得ながら、学校と地域が一体となって道德教育の充実を図ることとされています。

道德教育の指導は、校長が「学校の教育目標との関りで、道德教育の基本的な方針を明示しなければならない」とし、それに基づいて、校長の任命した道德教育推進教師が中心となって全体計画が作成されます。「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導」となる、公民科「公共」「倫理」ならびに「特別活動」は、校長の示した道德教育の方針を根拠として指導計画を作成するとしていますが、教育活動の自由ならびに子どもの学習権（自己の能力の向上と真理の探究のために自由に学習し学習活動に必要な条件を要求する権利）、さらには学問の自由を制限していく可能性が危惧されます。

### 教育の政治的中立性と教科書検定

2014年4月の教科書検定基準改定で「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」という規定が加えられました。これを根拠として、内閣は、2021年4月に「従軍慰安婦」を「慰安婦」、「強制連行」又は「連行」ではなく「徴用」を用いるとすることを閣議決定しました。2022年3月の高校教科書の検定結果は国の見解に沿う内容となったことが鮮明になりました。特定の見解の押し付けであり、教育の多様性が損なわれる可能性があります。

教科書の記載内容を時々の政権の意思によって決定できることとなり、事実上の国定教科書に極めて近くなってしまうことが危惧されます。過度の教育介入であり、憲法26条に違反し、教師の教育の自由、子どもの学習権を侵害するおそれがある許されません。

教育の「政治的中立性」「多面的多角的な見方」を強調し、特定の政治家や団体、政府の見解と異なる立場を「偏向教育」と見なすことは、一方的な観念を学校教育で教え込むこととなり、子どもの思想・良心、宗教の自由や正しい知識を学ぶ権利を侵害することになりかねません。

### 観点別評価の導入

学習指導要領は高校で2022年度から年次進行で導入され2024年度完全実施になります。2022年度からこうこうで観点別評価が導入されました。

学校教育法の「学力の三要素」（2007年）が法定化され、2022年度から高校で始まる学習指導要領の「育成すべき資質・能力」に基づき3観点（「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」）に改訂されました。

観点別評価は、資質・能力論が基底にあります。さらに資質・能力論を標榜する教育が経済政策の一つになっています。これから到来する Society5.0の社会において「産業界から求められている人材」育

成に教育目標を置き、その実現を目指していると言えます。これは人材育成であり、人格の完成を目指す教育にも、未来の主権者を育てることにもなりません。学習評価が生徒の成長に寄与するのではなく、生徒の資質さらには学習に対する態度の在り方を画一化し人格形成をゆがめることになることは避けなければなりません。

## 5.子どもの貧困と教育を受ける権利

### (1) 子どもの貧困とジェンダー不平等、経済・社会的要因

厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」(2021年調査は中止)によれば、2018年の子どもの貧困率は13.5%で7人に1人の子どもが貧困状態にあります。日本の子ども(0歳から17歳)の貧困率の高さでは、OECDの調査(2018年)によると42ヶ国中21位です。

内閣府より「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」(2021年12月)が発表されました。子どもの貧困について全国的な調査が実施されたのは初めてです。格差の拡大が進む中、子どもの貧困の全国的な実態が浮き彫りになりました。「ひとり親世帯」では「貧困層」が50.2%、「母子世帯」では「貧困層」が54.4%でした。シングルマザーの世帯は過半数以上が貧困の問題を抱えていることが調査から明らかになりました。特に、一人親家庭、特にシングルマザーの貧困率は、OECD諸国でも最悪になっています。男女格差と正規・非正規格差が重なることが原因で、時間当たり賃金は男性正社員10に対し、女性非正規4の割合になっているためです。さらに一人親の生活実態からかけ離れた施策が貧困を質的にも深刻なものとしています。2022年の女性の自殺者数が7135人(前年比67人増)に上り、3年連続で増加したことが厚労省のまとめで明らかになりました。コロナ禍のなかで女性の貧困、働く環境の劣悪さ、低賃金、保育・教育への公的支援のなさなどが原因として挙げられます。背景にはジェンダー不平等と貧困の関連があります。日本政府がコロナ禍の女性たちの課題などに深刻さを欠いた結果です。

### (2) ヤングケアラー調査結果

厚生労働省と文科省は連携し、全国の中学生(約5500人)や高校生(約8200人)を対象に調査を行い、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(2021年3月)を出しました。「世話をしている家族がいる」と回答したのは、全日制高校2年生(4.1%)、定時制2年生相当(8.5%)、通信制(11.0%)で、「ヤングケアラーと自覚している」は全日制高校2年生(2.3%)、定時制(4.6%)、通信制(7.2%)でした。

県内の高校に関しては県教委心の支援課が「ヤングケアラーに関するアンケート調査結果について」(2021年11月)をまとめました。調査では全日制高校生、約12000人、定時制、338人、通信制、95人の回答がまとめられています。調査項目の「世話をしている家族がいる」と回答したのは、全日制高校生(2.1%)、定時制(3.8%)、通信制(8.4%)でした。どのようなケアをしているかとの質問に、障害や病気のある家族の代わりに家事をしている、家族の代わりに幼い兄弟の世話、家族の通訳、家計を支えるためのアルバイトとする回答がなされました。またケアをしているためにやれないこととして、宿題や勉強の時間が取れないと回答した生徒は全日制(7.5%)、定時制(5.0%)、睡眠が十分に取れないと回答した生徒は全日制(10.9%)、定時制(25.0%)という結果でした。「ヤングケアラーと自覚している」は、全日(1.6%)、定時制(3.0%)、通信制(4.2%)でした。

全国データと単純に比較はできませんが、「世話をする家族がいる」「ヤングケアラーと自覚している」ともに全日制、定時制、通信制で全国平均を下回っていますが、自覚していない生徒がいる原因を分析

する必要があると心の支援課も認識しており、追加調査を実施の検討が必要です。

### (3) 就学支援の状況

厚生労働省によれば、全国の高校進学率は98.8%（2021年）、生活保護受給世帯の高校進学率は93.7%（2021年）、また、高等教育機関への進学率（過年度高卒者等含む）は全国83.8%（2021年）に対して39.9%（2021年）です。経済的な負担が教育を受ける権利を奪っている実態があります。（数値は内閣府、「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況について」と「学校基本調査R4」）

生活保護世帯の子どもの大学・短大、専門学校への進学率調査（2019年度・2020年度、生活保護情報グループ）では、上位の東京都や大阪府が両年度とも40%を超えたのに対し、長野県は24.4%（2019年度、全国35位）、22.4%（2020年度、39位）、30.5%（2021年度、30位）と低位でした。

文部科学省の2022年度予算では、高等学校等就学支援金交付金等に4136億円（2022年度、4149億円）、高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）として148億円（同151億円）が予算化されました。

大学、短大等の高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金、2020年新設）5311億円（2022年、5196億円）が予算化されました。修学支援制度の対象者は住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生に限定されます。修学支援制度の対象大学は、「実務経験のある教員等による授業科目の配置」「学外者である理事の複数配置」「厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」など機関要件を満たす必要があります、大学の運営に国の統制が及ぶこととなります。（文科省、「令和5年度予算(案)のポイント」）

日本政府は「国際人権A規約13条2項(b)、(c)」の無償教育条項等の留保をしましたが、2012年に国際人権規約を批准して、留保撤回をしました。これにより規約「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されると政府は述べており、実施は締約国の義務となりました。しかし日本政府は国連に無償教育の措置の状況を報告する義務があるにも関わらず、いまだに定期報告書は提出していません。政府は批准国として教育の無償化を実行すべきです。

## 6 「こども基本法」と「子どもの権利条約」

日本政府は「子どもの権利条約」を1994年に批准しましたが、30年間、国内法をつくらず現在にいたり、弊害は大きなものとなっています。

ユニセフ・イノチェンティ研究所が報告した「レポートカード16」で、「子どもの幸福度」の項目において、OECDとEU加盟国41カ国中、日本の分野別順位は身体的健康において1位（死亡率や過体重・肥満などは低い）と高順位ですが、精神的幸福度は37位（生活満足度が低く・自殺率が高い）と低位にあります。

このような状況の下、子どもの権利条約に対する国内法と位置付けられた「こども基本法」が2022年6月国会で可決成立し、2023年4月から施行されました。「こども基本法」は憲法と「子どもの権利条約」の4つの原則、①差別の禁止（差別のないこと）、②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）、③生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）、④子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）を取り入れています。

「こども基本法」第2条で「こども施策」を規定しており、個人の尊重、基本的人権の保障、適切な養育、福祉にかかわる権利の保障、教育を受ける権利、意見表明、社会的活動への参画など6つの基本理念に基づき行われなければならないとしています。施策実施においては国と地方自治体に責務があるとしていますが、財政措置については実効性が課題として残ります。

子どもを取り巻く状況を改善するために、「こども基本法」に基づく「こども施策」を国と地方自治体は実施するべきです。また学校における教育実践での具体化や研究を進める必要があります。

## 7 教員免許更新制廃止と新たな官制研修

5月11日に「教育公務員特例法および教育職員免許法の一部を改正する法律案」が国会において可決成立し、教員免許更新制が廃止されました。これは全教、長野高教組の長年にわたるたたかひの成果であることに確信を持つべきです。しかし、同時に教育公務員特例法の改訂により、教員毎に「研修などに関する記録」を行うことを義務付け、校長による「指導・助言」を行うという、新たな仕組みの導入を強行しました。文科省から「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（2022年8月）が出されました。

2023年度から研修履歴の記入が義務化され、校長による研修受講に関する指導、助言が始まります。衆参両院の附帯決議には「教員が、探究心を持ちつつ自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提」「研修に関わる教員の主体的な姿勢の尊重と、教員の学びの内容の多様性が重視・確保されるものとする」ことを周知・徹底すること」とあります。

研修内容の画一化や硬直化をなくし、学校の実態や教職員の要望に基づく研修を保障すべきであり、研修受講にあたっては教職員の自主性を尊重する必要があります。

## 8 ジェンダー平等の教育

人権保障の発展が草の根の運動によって実現してきました。「第4回世界女性会議」（1995）の行動綱領で「ジェンダー平等」「ジェンダーの視点」が掲げられ、人権保障の流れの中で国際的にも大きな動きとなってきています。政治、教育、職業、家族関係などにおける、女性差別は「直接差別」だけでなく、一見中立に見えるが女性に不利に働く「間接差別」や、より弱い立場の女性に対する「複合差別」や「交差性」（intersectionality）があることは長年訴えられてきたことです。また女性に対する暴力が「#MeToo」「#WithYou」など社会的な運動となって広がりを見せています。性暴力をなくし、性の多様化を認め合い誰もが尊厳をもって生きることができる社会や学校をつくるのが大切になっています。

日本のジェンダーギャップ指数は156カ国中120位、と非常に低い位置にあります。この指数については、政治・経済分野の影響が大きいという問題もありますが、教育分野に関しても順位は低下傾向にあります。教育におけるジェンダーギャップ指数の低下の要因は家庭の影響もありますが、初中等教育段階の学校教育の影響がかなり大きいと考えられます。そこには「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」が存在するという指摘がなされています。教育においてジェンダー平等の視点を重視することは、社会や学校、さらには家庭における生徒と教職員自身に係る問題だという課題認識を持つことに他なりません。

長野県教文会議は2020年に「ジェンダー平等の教育」研究会を新設しました。2020年以降、総合研究会で「ジェンダー平等の教育」を位置づけ、県教研の「ジェンダー平等の教育」特設分科会への運営協力を通じて常設化に貢献しました。ジェンダー平等に関しては長年にわたって存在したにも関わらず、広く認識されるに至らなかった実態がありましたが、教文会議は広く広範な教育関係者や生徒に呼びかけ、議論を巻き起こし具体化と実践を行います。

# 長野県教育をめぐる情勢

## 1 長野県第4次教育振興基本計画と第3次特別支援教育推進計画

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）では「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（「大綱」）を定めることとなっています。長野県の大綱は第3次長野県教育振興基本計画（2018年－2022年）をもって代えてきましたが、2023年1月の総合教育会議で長野県総合5か年計画が上位計画であるので大綱とすると変更になりました。行政が直接教育政策に介入する可能性があり注視すべきです。2023年3月定例教育委員会で長野県第4次教育振興基本計画（2023年－2027年）が決定しました。政策の進捗状況や成果を、成果指標によって数値評価することが記されていることも問題です。特に成果指標設定の考え方では「客観的指標」に加えて「主観的指標」を設定するとしています。生徒児童等の実態把握のために主観的指標を用いて数値化することは、PDCAサイクルによる学校の教育内容の統制につながるものが危惧されます。

具体的な施策は「第4次長野県教育振興基本計画実施プラン」（以下「実施プラン」）を毎年度更新するとしています。

第4次計画では、「個人と社会のウェルビーイングの実現」を長野県教育の目指す姿として、その実現には、「探究」や、「探究県」であることが重要だと提起しています。

実現には学校における教職員の労働条件、教職員定数など教育条件整備や社会改革や福祉の事業改善がなされなければならないと言えます。第4次計画では、教育行政の責任としてこれらを実現するための方策が記されておらず、学校現場の責任として「ウェルビーイング」の実現を押し付けるものとなっており批判的視点の対応が必要です。

特別支援教育に関して「第3次特別支援教育推進計画」（2023年－2027年、以下「推進計画」）が3月定例教育委員会で決定しました。高等学校における特別支援教育の充実として、特別支援教育に係る支援力の向上、多様な教育的ニーズに応じるための仕組の整備、卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化を提起しています。

中学校特別支援学級卒業生の進路状況は、高校への進学率が72.99%（全国平均54.75%）、特別支援学校高等部への進学率が20.60%（同40.06%）となっています。中学校自覚障学級から89%（公立高校に54%）、知的障害学級からは45%（公立高校に27%）が高校へ進学し、さらに増加傾向にあります。医師による発達障がい診断を受けている生徒の割合は3.74%（2021年度）となっており、2007年度の調査開始から毎年増加しています。

少人数の学習環境の確保、夜間定時制課程における少人数の環境を継続することや多部制・単位制の生徒の実態に合わせた専任コーディネーター、通級指導担当の明確な配置など条件整備が保護者、当事者の要望に応えるためには必須です。

## 2 研修制度と長野県教員育成協議会

2022年5月に教員免許更新制が廃止され、同時に教育公務員特例法が改訂されたことにより、教員毎に「研修などに関する記録」が義務付けられました。

文科省は8月31日に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」等を決定した後、都道府県教委に通知しました。新しい官制研修に関して、文科省から「公立の小中学校等の校長及び教員としての資質の向

上に関する指標の策定に関する指針」(2022年8月)が出されました。指針では、教師に共通的に求められる資質能力の5つの柱として、「教職に必要な素養」「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」「ICT や情報・教育データの利活用」を挙げました。ICT 教育に関しては、ICT とデータの利活用が教員の育成すべき資質として位置づけられたこととなります。

11月の長野県教員育成協議会(以下、育成協議会)で、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について」が提案され、具体的な実施方法が示されました。また育成協議会で「長野県校長育成指標(案)」も提案され、2023年3月に策定されました。

「研修受講に課題のある教師」について「法定研修や県指定研修など対象者悉皆の年次研修や、特に必要性が認められる研修等に、合理的な理由なく、再三促してもなお、参加しない教師」には「県教育委員会と相談のうえ、場合によっては、職務命令を通じて研修を受講させることが考えられます。さらに、この職務命令にも従わない場合には、事案に応じて、人事上・指導上の措置を講ずることもあり得ます」とし、研修受講に命令がありうるとしたことは重大な問題です。

受講履歴には「必須」と「任意」の欄があります。「必須は県が研修実施者である研修など、任意には学校現場で日常的な学びとして行われる校内研修・研究等、教師が自主的に参加する研修等」(文科省「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドラインのポイント①」2022年8月)にあるように、教育のつどい、県教研、支部教研や教文会議等の自主的研修を履歴に記載することが可能です。

研修履歴の必須で指定研修を記載しますが、教文会議の研修をキャリアアップ研修Ⅲの校外研修B(※自校以外での研修を原則とする。旅費の支給は県内分のみ)で選択することが可能です。教文会議の研修を最大限に活用し自主研修の意義を再確認することが大切です。

教特法研修条項や衆・参両院の附帯決議に基づき、県教委には教職員が主体的で自主的な研修を可能とする条件整備を引き続き求めます。また、生徒の実態に即した教員が必要とする研修を保障し、研修内容によって区別せず、管理統制の強化につながらないよう要求をします。

### 3. 長野県の「高校改革」

2022年5月、県教委は「再編・整備計画【三次】(案)」を発表しました。

【三次】の発表後、県教委は県民への説明・周知を図るとして各地区で「地域住民説明会」を開催しました。説明会では動画による【三次】計画の説明が行われましたが、初期の説明会での資料には「計画の変更は考えていない」とわざわざ明記したことについて、「何のための説明会か」といった批判が相次ぎ、実施日程の中盤でその文言は削除されました。

【三次】計画は、「スケールメリットを活かせる」として、専門学科の集約化が推し進められています。またこれまで市町村や旧通学区を跨ぐ計画が示されており、完成すれば長距離を通学する状況が生まれます。定時制・通信制に関しては定時制専門課程の普通科への転科や周辺定時制の集約の流れが示され、通学の長距離化、専門科目の学びの喪失が懸念されます。

2023年1月定例会にて決定された【三次】では、旧第7通学区「茅野富士見新校」について当初案から「茅野フィールド・富士見フィールド」の文言を削除し、「活用する校地・校舎や設置学科について、再編実施計画懇話会の意見交換を踏まえて」決定させるという旨の文言が加えられました。その他、旧第4通学区「長野千曲総合技術新校」、旧第11・12通学区に跨る「安曇野総合技術新校」の2校について同様の加筆が行われています。これら地域は、住民の意見表明や活動が活発な地域であり、再編・整備計画の議論を懇話会へと丸投げする姿勢には疑問が残ります。

第二期再編完成時期について、県教委は 2030 年度を目途とする当初の計画を変更しない姿勢を強調していましたが、2023 年 1 月定例会の【三次】決定時には、「2030 年には完成後の姿をはっきりと示せるように」と表現を改めました。既に計画の発表時期のずれ込みや検討の遅れが顕わになっており、結論ありきの拙速な議論が行われる重大な懸念があります。

(長野高教組教財部まとめ)

**全日制**

旧通	対 象 校	再 編 整 備 案 (校名は仮称)
3	長野東(普)	他部制・単位制に転換、通信制を併置 長野東スーパーフレックス新校
4	更農(農)、松代(商)、屋代南(ライフ) 松代(商、普)	長野千曲総合技術新校 (普)単科に
7	岡谷東(普)、岡谷南(普) 岡工(工)、諏訪実(商・服飾) 茅野(普)、富士見(普・農)	岡谷新校 岡谷諏訪総合技術新校 茅野富士見新校
11	塩尻志学館(総合)、田川(普)	塩尻総合学科新校
11/12	南農(農)、穂商(商)、池工(工)	安曇野総合技術新校

**定通制**

旧通	対 象 校	再 編 整 備 案 (校名は仮称)
1	定通制なし	
2	中野立志館(普)	中野総合学科新校に移管
3	長野東(全日・普) 長野(普)、長野吉田戸隠分校(普)長野 商業(普) 長野西(通信) 長野工業(工)	長野東スーパーフレックス新校(多部制・単位制に 転換) 長野東スーパーフレックス新校に集約  長野東スーパーフレックス新校に移管 普通科に転換
4	篠ノ井(普)	そのまま
5	東御清翔(多部制・単位制) 上田(普) 上田千曲(工)	夜間部を設置(三部制に) 東御清翔に集約 普通科に転換
6	野沢南(普) 小諸商業(商)	佐久新校に移管 小諸新校に移管、その後、東御清翔の夜間部の 設置時期を考慮しながら、佐久新校に集約
7	諏訪実業(普)	岡谷諏訪総合技術新校に移管
8	箕輪進修(多部制単位制) 赤穂(普)	そのまま 赤穂総合学科新校に移管
9	飯田OIDE長姫(普・工業)	そのまま
10	木曾(普)	そのまま

11	松本筑摩（普・多部制単位制）	そのまま
12	池田工業（普）	安曇野総合技術新校の校地等と併せて検討

## 4. 高校入学者選抜

① 県教委は 2022 年 3 月の定例会で、新たな高校入試制度（2025 年 4 月高校入学生から適用）を決定しました。

新入試制度では「自己推薦型選抜」を引き継ぐ「前期選抜」の特色学科以外の学校の募集枠を拡大し（50%→60%）、前期選抜を実施する学校では「学力検査」を全員に課すことになりました。「後期選抜」では従来の学力検査に加え、全校で「（紙上面接を含む）面接」の実施を導入します。生徒と指導する教職員の負担軽減のために、「志願理由書」や「調査書」の様式は簡略化され、定時制課程の追加募集は再募集に統合されました。

後期選抜の「面接」とりわけ「紙上面接」で「学びに向かう姿勢」を見ることができるのか、また新制度で増大する生徒や教職員の負担をどう解消するかは、大きな問題です。今後、実効ある軽減策を追求していく必要があります。

② 県教委は 2022 年 9 月定例会で、新制度入試での学校別実施内容案を公表しました。前期選抜の募集枠は 45 校が 5%～30%の範囲で枠を拡大し、特色学科以外の高校での枠の上限である 60%になった学校は 32 校になりました。前期選抜に学力検査が導入されることにより、各校では評価の比重の変更が行われました。後期選抜の面接については、対面による面接は 34 校（現行+4）、紙上面接を行う学校は 46 校です。再募集では全ての学校が対面による面接を行う予定です。

③ 2022 年 12 月の定例会で、県教委は前期選抜に新たに導入される「学力検査」の問題例を示しました。「中 3 の概ね 12 月までの範囲の基礎学力の定着を確認する問題で、正答率は 65%～75%になるような問題をつくった」（学びの改革支援課）としていますが、面接・作文や調査書で主に生徒の「意欲」を見てきた前期選抜からの大きな転換になります。県教委は「（学力検査に）特別な準備は必要ない」としていますが、受検生や指導する教職員にとっては、大きな負担になります。

④ 2023 年 1 月、県教委は新制度入試についての中学生・保護者・教職員対象の説明会を県下 5 会場で開催しました。説明会では保護者や実務にあたる教職員から疑問や不安の声が上がりました。前記選抜での「学力検査」の問題例公表や説明会の内容を検討します。

## 5. 観点別評価

高教組は、県教委交渉において評価方法に関しては、教科の特殊性、生徒の実態等が学校で異なることから、学校現場の裁量を認めることを主張してきました。

2022 年 6 月に長野県教文会議では「観点別評価アンケート」を実施しました。「校内で三観点の割合を統一しているか」に対して 74.1%が統一していないと回答しています。「どのようなパフォーマンス評価をしているか」では 5 割を超える人が、「朗読、口頭発表、プレゼン」、「グループの話し合い」を利用しているとしています。5 割を超える回答者が、生徒・保護者に対して評価について説明をしていません。観点別評価の課題として「主体的に取り組む態度の評価が困難」「『個々の教員の主観的な評価』は生徒に忠誠心競争を促すことにもつながりかねない」「成績評価業務について負担が増大している」

「客観性と公平性の担保」など報告されました。観点別評価は生徒の内面や態度評価をするものであり、

教職員の主観による評価の危険性があります。観点別評価の実施後の課題を交流し、公平で公正な評価の在り方を検討します。

## 6. ICT 教育について

県教委は「学びのDX推進」を重視し公費でEdTech教材の導入を行っています。2021年度のパイロット校事業(単年度)に続き、2022年度はAICTE事業が始まりました。全県でのEdTech教材の導入校数は39校40拠点(内、2つ導入校は12校)述べ51校です。

長野県は2021年度に学びの改革支援課内に長野県ICT教育推進センターを設置し授業の研修方法などを発信しています。GIGAスクール構想による1人1台端末導入においては、生徒個人による端末や有料アプリ等の購入による経済的負担が増え、経済格差による教育格差が生じることが懸念されます。

ICTの利活用については、教職員の専門性にかかわる権限事項であり、利用するかどうかの権限を個々の教職員が持つ必要があります。生徒の実態や教職員の判断によらずに、利活用の導入が進むことは授業の画一化をもたらすこととなります。授業内容によっては使わない選択もあることを確認する必要があります。ICT教育におけるデジタルコンテンツの利用については、特定のアプリやコンテンツの使用が強制されると授業の画一化が進行し、教職員個々の専門性に立脚した創造的な授業が失われることが危惧されます。一括の強制を避け、コンテンツの批判的な教材分析を進める必要があります。

## 7. 教科「情報」に関わる課題

改訂学習指導要領が2022年度から年次進行で高校に導入されました。これに伴い教科「情報」が必修科目となりました。また大学入学試験に教科「情報」が追加され、国公立大学を希望する生徒は6教科8科目を受験することになります。教科「情報」が入試科目として設定されたことは学校現場や生徒に大きな影響をもたらします。加えて教科「情報」に関しては、情報免許保有者数や教員採用、研修の問題、さらには免許外教科担任の課題などがあり早急な対応が必要です。

県教委によれば2022年度、教科「情報」の臨時免許・免許外教科担任は全国で796名、内長野県は76名と全国で最多です。免許外教科担任を2023年度には29名、2024年度当初まで0名にするため取り組みを始めています。

県教委は免許外教科担任の数をなくすために、2022年度教員採用から情報免許のみの保有者も出願を可能とし、授業を担当していない情報免許保有者を情報科担当教員として配置、特別免許状交付、オンライン授業の活用、情報免許取得の奨励など対応策などを提起しました。

2022年7月に高校教育課と学びの改革支援課は文科省の周知依頼を受け、「夏季休業期間中等における高等学校情報科に係る教員研修について」を発出し、関係職員が2000円の自己負担をして情報処理学会主催「2022年度情報処理学会高等学校情報科教員研修」のオンライン研修を受講することができるとしました。

教科「情報」が大学入学共通テストの科目に設定されましたが、情報免許保有者と教科外担任による授業での差、さらに都道府県による情報免許保有者数の差による学習の格差が生じることが予想されます。また学習環境が整わない状況では、予備校や塾に頼ることになり、家庭の経済力による格差が生じます。大学受験において地域や教育条件による影響があることは、受験の公平性や公正性に関わる重要な問題だと言えます。

また、GIGA スクール構想により学校で ICT 教育が展開する中、情報科の教職員は校内のデータ処理や ICT 端末の保守・管理といった業務を担っている実態があります。授業以外の本来業務ではない過重な作業に携わること強いられていることを解消するためにも、積極的で計画的な採用を県教委が進めることが必要です。

## 8. スクールミッションについて

県教委は7月27日、学校長に対し『3つの方針』『グランドデザイン』『フィードバックシステム』及び『期待される社会的役割（スクールミッション）』に係る報告について（依頼）を发出了しました。すでに各学校で決定している「3つの方針」の確実な実施に加え、新たに各校が「スクールミッション」の「原案」を検討し、2023年9月までに県教委に報告するよう求め、スケジュールや「スクールミッションの具体例」を示しました。報告後、県教委が「助言」し確定させた上で、2025年度から実施、概ね5年ごとのスクールミッション「再検討」を想定しています。

県教委の策定の依頼は、文科省の「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（2021年3月）で、高等学校に期待される社会的役割等の再定義と三つの方針の策定・公表を義務化したことによります。この時に「普通教育を主とする学科」の弾力化も明示され、1948年以来、初めて普通科の見直しが行われ「多様化政策」が強化されました。

「3つの方針」に関しては、長野県内では国の動きを先取りし、2018年9月、高校改革の一環として「高校改革 実施方針」の中で各学校が策定することを決定し、2020年3月までに県内全校の「3つの方針」が各校HPに公表されました。そのため、長野県では国の動きとは違って、「スクールミッション」（学校の役割）より前に、学校の「3つの方針」や「グランドデザイン」が決められるという逆立ちした状況が生まれました。

他県では「設置者」（教育委員会）が「スクールミッション」を専決する例が見られますが、長野県は各校が策定することになっており一定の評価はできます。しかし「スクールミッション」策定のための県の例示は極めて狭く限定的で、様々な希望を持つ生徒を入口から選別、排除することにつながるものが危惧され、各校では学びや成長の過程で芽生えた「多様なニーズ」に応えられるよう、ゆとりと弾力性を失わない視点が大切です。

「スクールミッション」策定にあたって、文科省も「大学受験のみを意識したものや、学校間の学力差を固定化・強化したり、いわゆる偏差値的な学力によって高等学校をグルーピングするべきではない点に留意すべき」（文科省「これからの高等学校教育について」2020年11月）と指摘していることは重要です。「スクールミッション」策定とセットで、高校の普通科の解体が進められる中で、学校の「類型化」や生徒を「偏差値的な学力」で選別・排除することにさせないための議論が大切です。

憲法と子どもの権利条約をふまえ、学校ごとに特色を競ったり、個別化を追求するのではなく、迎え入れた幅広い生徒の成長を促す学校づくりの観点を改めて確認します。

## 9. 学びの指標の状況

学びの指標の試行は2021年度から始まり、全県質問3項目を悉皆式、記名式で生徒に回答させるものでした。2022年度は各校独自質問を設定し全県質問項目と合わせて回答させることになりました。年間2回実施し、個々の回答の数値の変化を県教委へ報告しました。県教委は識者に回答結果を分析して

もらい「学びの指標」について方針を出すとなりました。

高教組は2021年9月、学びの使用は個人情報保護法に抵触する恐れがあるので回答回収を中止するように県教委に申入れ、その結果、同月に回収を中断、提出済みのデータは消去することを学校に指示しました。しかし12月には「悉皆式で、個人データが特定されないよう2回分の回答結果のデータを回収する」とし2022年2月末までに回収作業を行うと伝えてきました。

これに対して、県教委交渉において学びの指標の教育的な効果がないことや生徒の内心にかかわる数値評価であることを訴えてきました。

2022年5月に長野県教育委員会は「新しい「学びの指標」の令和4年度の方針について」（以下「方針」）を提起しました。方針として、全県の高校生の学びの状況を把握する際、肯定的な回答をした生徒の割合等の数値を目標に掲げることはしない。『学校独自質問』を各校で検討し設定する試行期間とし、年間に行う質問の回数は各校が実情に応じて実施できるとしています。『指標』の質問への各生徒の回答や理由の記述など、データを県教委が集約することはないとしました。

一方、学校生活の充実度等について県教委はGoogleフォームを使用して別途アンケート調査をしています。「生徒の回答とその理由を県教委がそのデータを集約することはない」と言っていますが、「学びの指標が自身の振り返りに役立っているか」「学校生活の充実度」等を別途アンケート調査すると提起したことは、調査のための調査実施に他ならず、現場の多忙化に一層の拍車をかけることとなります。

県教委は有識者として信州大学学術研究院教育学系、島田英昭教授に回答結果の分析を依頼しました。「肯定的な回答割合を数値目標として指標にすると、肯定的な回答を生徒に求めることとなり、『生徒の状態を受容し支援する』という県教委のコンセプトと異なる」と述べています。

データ結果から全県の高校生41883名の内、40%が未回答です。これだけの生徒が回答しない、または回答を拒否する状況がある中で、学びの指標を継続する教育的な意義を見出すことはできません。現場の多忙化を回避し、生徒の意思表示を尊重するために、県教委は「指標」さらには別途アンケート調査を含めて直ちに実施を中止すべきです。

## 10. 「日の丸・君が代」に関する取り組み

「日の丸・君が代」の学校への押し付けに対して、基本的な問題点がわかりづらくなっているとの指摘があり、再確認するために職場で共有するための資料を送付し、討議の呼びかけをしました。また例年実施している入学式実態調査と卒業式実態調査を実施し各校の対応を集計しました。2022年度卒業式と2023年度入学式は、コロナ感染症第8波の影響の下で、時間短縮の措置が取られたり、マスク着用個人判断、保護者、来賓の人数を制限または制限解除など、学校により対応は異なりました。依然としてコロナ感染症防止の対応なされる中で卒業式、入学式が実施されました。

卒業式(2022年度)では「君が代」の実施は91.3%(2021年度、78.4%)、「実施せず」は8.7%(同21.6%)でした。「日の丸・君が代」の提案は「教務係から」が70.7%(同45.2%)、管理職22%(同51.6%)となっており、提案が教務係から行われる傾向が強くなっています。「日の丸の掲揚場所」でステージ上は2.3%(同5.6%)でした。

職員会議での提案理由が卒業式で「例年通り」84.6%(同77.4%)となっており、憲法で保障された思想、信条の自由を侵すことになるという基本的な確認がなされず決定されている学校もあります。

入学式（2023年度）の調査結果は、「君が代」の実施は92.2%（2022年度、75%）、「実施せず」は2.6%（同17.9%）でした。「日の丸・君が代」の提案は「教務係」77.8%（同60.5%）、校長15.3%（同27.9%）でした。「日の丸の掲揚場所」でステージ上は5.3%（同3.6%）でした。改めて職場の討議を通して「日の丸」「君が代」の押し付けが持つ意味を、憲法に基づく基本原則の視点から確認することが必要になっています。

## 11. 指定研修－初任者研修制度、キャリアアップ研修に関する取り組み

研修の実態把握のため、高教組教文部は2023年1月に初任者、分会代表者、キャリアアップⅡ、Ⅲ研修該当者にアンケートを実施しました。アンケートデータに基づき、研修内容と研修による負担に関して、2月7日に県教委へ申入れを行いました。

初任研アンケートの結果、「初任研による支障あり」とする初任者は33%（2021年度、45%）、支障内容は「授業」69%（同58%）が最も高く、「クラブ指導」23%（同29%）、「学校行事」0%（同7%）となっています。研修による不安・支障の内容については、「授業の進度が遅れる」50%（同59%）、「生徒とのかかわり希薄」40%（同25%）となっています。その原因は「研修が多く時間にゆとりがない」40%（同44%）、「火曜日以外に出張が多く自習が増える」40%（同19%）など、研修が教育活動や生徒との関係などに悪影響を与えていることが明らかです。

県教委が提示する持ち授業時数が目安時数を超える初任者は48%（2021年度、62%）、指導教員97%（同97%）、教科指導員が79%（同87%）と増加傾向にあることが分かりました。

キャリアアップⅡ受講者から「校外研修日数を減らしてほしい」32%（2021年度、37%）、キャリアアップⅢ受講者から「キャリアアップ研修も免許更新講習も意味がない」の回答もあるなど、受講者への負担があり学校現場へも支障が出ていると言えます。

2019年度から初任研の校内研修日数が300時間以上から210時間以上に、校外研修日数が25日以上から22日に短縮されました。また2019年度、初任者全員を初任研対象としていましたが、2020年度から教諭として1年以上の勤務経験を有し、任命権者が認める者については、研修日数・時間数を軽減することとなりました。軽減の内容は、現在の校内研修210時間と校外研修22日間で、校内研修150時間と校外研修7日分を読み替えた校内研修42時間、合計192時間にしました。さらに2021年度からキャリアアップ研修Ⅱの受講期間が緩和されるなど、指定研修の負担軽減の働きかけが実現したものです。

### Ⅲ 事業計画：活動のすすめ方

#### [1]基本目標

憲法と子どもの権利条約に基づき、平和を守り真実を貫く民主教育を確立する。

#### [2]基本方針

- 1 子ども・青年と同時代を生きる教職員としての自覚に基づき、自主研修に努め、創造的な研究・実践を展開します。
- 2 能力主義的多様化をこえて、すべての高校生が主権者市民として必要な共通教養を学ぶ高校教育を追求します。
- 3 18歳選挙権実現と成人年齢改定を受け、高校生に主権者市民としてふさわしい政治的判断力を育成します。
- 4 愛国心を強調する政策的な道德教育に対して、日本国憲法や子どもの権利条約の理念に基づいた市民道徳を育成します。
- 5 「学力」「非行・いじめ」「登校拒否・不登校」「特別支援教育」「中退」「若者の自立」などの課題にいっそう取り組み、自治能力を育成し、民主的な人格の完成をめざす研究と実践を展開します。
- 6 あらゆる機会をとらえて、憲法・平和・人権および環境教育にとりくみます。
- 7 学習指導要領の討議資料『よむ前に、読む。』を活用し、教育課程の研究をいっそう深め、教科と特別活動の教育内容・方法について絶えず検討を行います。
- 8 「子どもの権利条約」、ユネスコの「学習権宣言」の精神を生かした学校づくりを、生徒・保護者・地域住民とともにすすめます。
- 9 昨今の「教育改革」を分析・批判し、戦後の民主的な教育運動の理念を引き継ぎ、発展させる教育改革を研究・提言します。
- 10 職場を基礎とした教文活動を旺盛にすすめ、教文会議・各種研究会の充実につとめます。
- 11 教育研究・教育実践と教育運動を結合させるとともに、自主サークルや民間研究団体にも積極的に参加し、交流を深めます。
- 12 参加と共同の「開かれた学校づくり」をすすめるための「学校評価」「教職員評価」のあり方を実践的に明らかにします。「観点別評価」をはじめ、様々な「評価」に対し、憲法と子どもの権利条約の下、生徒・教職員の成長に寄与する視点より、その是非、あり方について検討し、実施につとめます。
- 13 保護者・地域住民との共同・協力関係を強め、教育課題や地域の課題について積極的に学習を行います。

## [3] 研究活動の充実・発展をめざして

### 1. 職場の教文活動ー「学校づくりの5つの課題」

生徒の実態から出発し、主権者市民として必要な共通教養を明らかにし、各学校の教育活動全体の設計図としての自前の教育課程づくり、参加と共同の「開かれた学校づくり」をすすめるために5つの課題にとりくみます。

#### ① 生徒が生き生き学べる「授業づくり」の課題

- どの生徒にもわかり(理解)、できて(習熟)、つかえる(応用)学力を養う「授業づくり」をすすめます。
- 教科会、学年会、職場教研、三者協議会等で「授業のあり方」を検討します。
- 生徒が主体的に学べる参加型授業の研究をすすめます。
- 進路実現のための学力と共通教養としての学力(主権者市民としての力)を育む授業のあり方を研究します。
- 公開授業や授業研究会を実施するとともに授業アンケート等を通じて生徒の声を授業改善に生かします。

#### ② 生徒の学びの場としての「集団づくり」の課題

- 生徒が個人として尊重され、安心して学べる場としての HR、学年、生徒会、クラブ活動づくりをすすめます。
- HR・学年・生徒会・クラブ等での自主的・民主的・自治的「集団づくり」や三者協議会等のとりくみを通して、主権者市民として必要な力を育みます。

#### ③ 同僚性を育む「職場づくり」の課題

- 職場の同僚性を育み、教職員が学び合って成長できる「職場づくり」をすすめます。
- 私たちの「学校評価」・「教職員評価」に主体的にとりくみ、学校の教育力向上に寄与する「職場づくり」をすすめます。
- 研修の成果を職場全体の財産とします。
- 押しつけの「教育改革」によって生み出される管理的、相互監視的、競争的な関係に陥らないような同僚関係のあり方を追求します。
- 職員会、学年会、教科会等の意義を確認し、教育課題に取り組みます。

#### ④ 参加と共同の「学校づくり」の課題

- 三者協議会等のとりくみに学び、生徒を中心に、保護者、教職員、地域に開かれた参加と共同の「学校づくり」をすすめます。
- 教科学習と自治的・自主的活動を通して「主権者市民としての共通教養」を育み、社会参加に結びつけた「学校づくり（教育課程づくり）」をすすめます。
- 学校の教育活動全体計画としての自前の教育課程づくりを「学校づくり」の課題とします。

#### ⑤ 学校の存在基盤としての「地域づくり」の課題

- 積極的に地域に関わり、地域の人々とながら合い、学校の存在基盤である「地域づくり」に参加します。
- 「地域おこし」や環境・平和・福祉活動など様々な地域の課題・地域活動から学び、「学校づくり」に生かします。

## 2. 職場での研究・実践

- ① 職場の自主的研修を旺盛にすすめます。
- ② それぞれの学校の課題をテーマとする職場教研や、支部教研・県教研・「教育のつどい」（全国教研）などに提出されたレポートの報告会や公開授業・研究授業などをすすめます。
- ③ 生徒・保護者・地域・教職員の共同の研修会などの開催をすすめます。
- ④ 各研究会や支部教文会議の呼びかけに応え、積極的に研究実践をすすめます。
- ⑤ 教文委員は職場の会員に研究会への参加をはたらきかけます。

## 3. 支部教文活動と支部教研

- ① 支部内の日常的な教育研究活動をめざし、支部研究会長を中心に情勢や課題、会員の要求にもとづいたテーマを設定します。
- ② 支部教文委員会を定例化します。支部教研の計画・準備だけでなく、各校の教育課題や教育実践を交流・研究し、自主研修の場としても位置づけます。
- ③ 支部研究会長は支部教研の分科会責任者として支部教研成功のため努力します。事務局とともにレポート参加を呼びかけます。また、支部教研とは別に独自の研究会を開催します。
- ④ 支部教研では、可能な限り教科別・課題別分科会を設定します。
- ⑤ 支部教研については、必要に応じて少人数研究会が実質的に他と交流できるよう合同分科会などを開催します。
- ⑥ 県教研や「教育のつどい」に提出されたレポートや県教研・「教育のつどい」の優れたレポートを持ち帰り、支部で報告会を開催します。

- ⑦ 支部教研以外にも支部独自の教文活動の企画を追求します。

## 4. 全県研究会

- ① すべての研究会は全県研究会を開催します。
- ② 各研究会は正副研究会長会を開催し、県内外の実践・研究の状況を確認、研究課題を明らかにします。また、支部研究会長を通じて県教研へのレポート参加を呼びかけます。
- ③ 会員にとって魅力ある研究会になるよう企画・運営を追求します。

## 5. 通信や研究集録

- ① 教文通信のいっそうの充実を図ります。
- ② 「教文ブックレット」を刊行するとともに、既刊の「教文ブックレット」を普及します。
- ③ 各研究会の「通信」「研究集録」「紀要」や支部の「通信」などの充実をめざします。「研究集録」のデジタルデータ化やHPへの掲載をすすめます。

## 6. 教文会議の組織強化と研究の充実

- ① 教文会議への全教職員の加入を訴えるとともに、教科別・課題別の両方の研究会登録をすすめます。また、私学教職員・教育研究者等への参加も呼びかけます。
- ② 課題別研究会の再編について研究会・支部・職場において議論し今後の研究活動の発展につなげます。
- ③ 支部教研や全県研究会などを成功させるため、支部研究会長会を充実させます。
- ④ 青年教職員、講師、臨時採用の教職員の学ぶ要求に根ざした取り組みをすすめる、青年層の教文会議への参加を広げます。
- ⑤ 民間教育研究団体にも積極的な参加を呼びかけ、また県教組や私教連などと連携をすすめます。
- ⑥ 「信州の教育と自治研究所」「民主教育研究所」など県内外の研究活動に協力し、連携をすすめます。
- ⑦ 諸外国の教育関係者との研究・交流の成果を踏まえ、今後のあり方を検討します。

## [4]研究・実践の主要な課題

### 1. 学校づくりと教育課程の自主的・民主的な編成

- ① 主権者市民として必要な力、高校生が自主的・自立的に諸問題を解決していく力(学力)を育成し、そのために必要な教育課程の研究と学校ごとの自前の教育課程づくりをすすめます。教育課程の編成にあたっては生徒、保護者、地域のみなさんとの対話を積み重ねてゆきます。

- ② 「#教師のバトン」2021年に3月には22万以上のツイートを数えましたが、現在では投稿が激減しています。話題となった「教師の長時間労働」の改善や働き方改革について、文部科学省や県教委から具体的な改善策は提案されていません。ツイート激減は学校現場の意見は考慮されないことに対する教職員の失望感を裏付けするものかもしれません。また、「教員採用試験の低倍率」や「教師不足」も深刻化しています。教育活動の正常化のために本来の学校のありかたを問い直す必要があります。
- ③ 指導要領の改訂に伴い、「言語文化」「公共」「歴史総合」「英語コミュニケーション」など多くの教科で新しい科目が創出されました。傍用の教材の準備が遅れ、教材研究や考査問題の作成では各学校で試行錯誤が続いています。また、観点別評価についても多くの問題点が指摘されています。新科目の多くの実践例や各校の評価方法を集積し情報交流することで、豊かな授業を創造してゆく必要があります。
- ④ 新指導要領で「キャリア教育」について「キャリア・パスポート」が発達段階に踏まえて義務教育段階から導入されてきていますが、具体的な書式などは学校の裁量に任されています。内容的には生徒が自らの活動を記録してゆくとされていますが、活用の仕方や「指導要録」「調査書」との関連は不明確で、現状では形式的なワークシートの作成になっています。学年・学校間での「キャリア・パスポート」の引き継ぎ業務やその作成などについて注視し研究を深めます。
- ⑤ 高大接続ではすでに大学入試の推薦書や調査書の記載に学力の3要素に基づいた記述・観点別評価が求められています。調査書への記述量は激増し、国公立大学の大学入試前期日程試験や後期日程試験でも生徒にかなりの分量の「自己申告書」の提出が義務付けられ、教職員のみならず生徒の負担感も増大しています。新しい学力評価は書類の作成量の増加に至り「手段が目的化」しつつあります。こうした現状への対抗策を模索してゆきます。
- ⑥ 2019年に教文会議で作成した『よむ前に読む、新学習指導要領討議資料』などの研究成果に基づき、各学校がもつ自主編成権による教育課程づくり実践を目指します。  
SDGsや環境問題、地域の活性化や主権者教育、社会福祉や伝統文化など「総合的な探究の時間」の生徒が選び研究するテーマは多岐にわたっています。こうした取り組みが生徒の真の成長につながるように、探究学習に関わる多くの実践を交流、蓄積します。
- ⑦ 「研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等」の実施（教育公務員特例法の一部改正）にともない、2023度から長野県研修受講履歴個人記録簿(令和5年度用)の作成が義務付けられます。教職員の自主研修は見識を深め指導力の向上のために必要不可欠な業務です。教文会議の教科研究会や課題別研究会の総合研究会や、各種の学会、民間の教科研究会（長野県民間教、長野県国語国文学学会、高校地理教育研究会、長野県高等学校科学協会など）の研究授業やフィールドワークなどへの参加がこの上なく有益な研修であることは言うまでもありません。こうした研修が正しく評価されるよう提言してゆきます。

「教育未来創造会議」では「デジタル人材、グリーン人材」の大幅な不足を指摘し、「産学官がめざすべき人材育成」のために「個別最適な学び」と「協働的な学び」を深めて、大学で理工系を専攻する学生を5割程度まで増やし（「理系5割」、特に現状で7%程度にとどまる女子学生の比率の改善を訴えています。具体的には大学入試での「女子学生枠の確保」、高校での「文理横断の教育」や分離横断的な大学入試、理工系や農学系進学者への給付型奨学金の創設などが提言され、実行に移されようとしています（「教育未来創造会議第一次提言のポイント」2022年5月、内閣官房）。また、イノベーションの停滞や日本の低い労働生産性の原因を「仕事関連の成人学習参加率」の低さに求めようとしています。

教育改革が何ゆえ必要なのか、誰のためのものなのか、公教育や学校の果たす役割は本来何なのか、問いただす必要があります。

- ⑧ 県教委が主催する「教育課程研究協議会」などに積極的にかわり、教育活動に役立つような協議会の民主的な運営と充実に協力します。教育指導要領の改訂で創設された新教科・科目への研究を重ねます。
- ⑨ 生徒が一人ひとりタブレットをもち、学校に電子黒板やWi-Fiが導入されるなどIT機器や通信環境が整えられ、教育支援教材（アプリ）の活用も始まっています。今まで積み重ねられた伝統的なアナログ教材と、情報収集や人と人、人と世界とをつなぐことに優れたITC技術を生かしたデジタル技術の双方の長所をいかして、新たな教育活動に取り組みます。また、生徒や教職員間にテクノハラスメントが生じることのないよう研究を深めます。
- ⑩ ICT利用や新たな授業スタイルとされる「対話的・主体的で深い学び」について研究を深め、グループワークや探究学習、プレゼンテーションなどの実践を交流、集積して検討をかさねます。
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症の流行の中で入学式から卒業式まで高校での3年間をマスク越しに過ごした高校生が今春、卒業しました。休校措置、学校行事の簡略化、リモート授業、黙食の励行などでクラスでの活動、仲間づくりなどが十分にできず、学校になじめない生徒も増加し不登校も激増しました。この3年間の教育活動を総括し、学校生活の大切さを改めて考えてゆきます。
- ⑫ 「子どもの権利条約」に基づく「こども基本法」が施行されました。法律には「安全安心に成長する権利」「子どもにとってもっとも良いことを国や大人に考えてもらう権利」「意見を伝え参画する権利」「差別されない権利」が規定されています。また、子どもの権利条約に載る「遊ぶ権利」「休む権利」「教育を受ける権利」「子どもの権利について知る権利」なども、子どもの権利に含まれます。生徒にとって何が最善の教育で、より良い学校とはなにか、新たな視点から構想してゆくことがもとめられます。

## 2. 開かれた学校づくりと教職員評価・学校評価の研究

- ① 保護者、地域と連携し、生徒が主体的に参加する「開かれた学校づくり」の議論を深め、生徒を中心に保護者、教職員、地域に開かれた参加と共同の学校づくりを進めます。
- ② 「匿名性を担保した授業評価・学校評価」の実施の実態を分析し、教員叩き・分断・競争・管理の道具とさせず、学校全体で授業改善と「開かれた学校づくり」に資するものとするよう取り組みます。
- ③ 「学校づくり」の観点から日常の教育活動を見直し、職員全体で練り上げた学校の教育目標と連動した、共同の学校づくりにつながる学校評価・教職員評価と管理職評価のあり方を研究します。
- ④ 「匿名性を担保した授業評価・学校評価」、学校評議員制度、学校評価制度、教職員評価制度、指導力不足教員問題の現状を交流し、そのあり方を ILO・ユネスコの「勧告」や CEART（共同専門家委員会）調査団の報告と併せて研究します。
- ⑤ 「開かれた学校づくり全国交流集会」に積極的に参加します。

## 3. 「教育改革」の分析と検討

- ① 経済界からの要請に基づく、EdTech、STEAM 教育、未来の教室、「令和の日本型教育」等 Society5.0 に向けたグローバル人材養成、民間教育産業の公教育への参入、教科書検定基準の見直し、徳目を列挙した「道徳教育」を反映した教科・科目構成、能力主義的多様化による高校の格差化等、「教育再生」のねらいと危険性を明らかにします。
- ② 生徒の内面評価が含まれるものであり、生徒の自己肯定感に与える影響が懸念される「新しい『学びの指標』」（2021 年度から一部導入）の問題点を引き続き明らかにします。  
「大学入学共通テスト」、「高校生のための学びの基礎診断」の動向を注視し、分析と批判を行います。
- ③ 47 年教育基本法の歴史的な意義や教育理念・教育原則としての普遍的な意義を、国際的な条約・宣言、国連子どもの権利委員会「勧告」（2010 年 6 月）と合わせて研究します。
- ④ 2017 年 4 月 1 日施行「改正」教育公務員特例法に基づく研修の「指針」、その「指針」を参酌して作成された「指標」、「指標」をもとに作成された「教員の資質向上のためのガイドブック」（長野県）が企図する研修、長野県教員育成協議会の動向を注視し、研修を通じた教員統制を分析・批判するとともに、対抗軸としての自主研修に旺盛に取り組みます。
- ⑤ 「教員免許更新制」廃止に伴い 2023 年 4 月 1 日から施行される、研修記録作成を義務づける等、教員の資質向上をはかるとする新たな研修制度（教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律）の動向を注視し分析と批判を行い、生徒と教職員の成長に寄与する研修に取り組みます。「長野県の教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」の提言の具体化、総合教育会議、「高校改革～夢に挑戦する学び～」、「第 4 次長野県教育振興基本計画」等の長野県の「教育改革」の動向を注視し、分析と批判を行います。「高校改革～夢に挑戦する学び～」で示された、「探究的な学び」

や「信州学」、それらと連動させながらすすめられようとしている第二期高校再編に対する分析・批判を進めます。

- ⑥ これまで各校で取り組まれてきた「地域学」「地域との学び」と「信州学」との相違を明らかにし、地域における学びを豊かにする実践について研究します。
- ⑦ 新たな入学者選抜制度導入の動向を注視し、課題や問題点を分析し改善を提言します。
- ⑧ 中高一貫校の導入が義務教育や子どもの学びにどのような影響を与えるか多角的に検討します。
- ⑨ 所得制限による就学支援金支給制度の問題点を指摘し、すべての青年に「権利としての高校教育」を保障する制度と内容を研究・提言します。

#### 4. 生活指導上の諸課題の克服に向けて

- ① いじめや暴力・問題行動、登校拒否・不登校の背景・要因について研究と理解を深めます。
- ② 各校の「いじめ防止基本方針」を実効あるものにするよう研修と実践をすすめます。
- ③ 生徒の学習権を保障し、人格の完成をめざす生活指導のあり方を研究します。また、排他的・処分的「指導」を克服し、生徒・保護者と教職員の共通認識を深める生活指導の方法を研究します。特にいじめ案件の犯罪行為としての警察への通報義務については、教職員の
- ④ こども基本法成立、生徒指導提要改訂について理解を深め、子どもの権利条約を軸とした生徒参加の生徒指導について研究をすすめます。
- ⑤ 問題行動を特別支援教育の視点からの分析を行い、チームとしての生徒指導・支援のあり方を研究します。
- ⑥ コロナ禍で急増した高校中退の実態を学校内外の視点から多角的に捉え、関係組織・機関と連携して自立へのあり方を研究します。
- ⑦ スマホ、SNS、情報過多のネット社会が高校生に与える影響や問題点について研究します。

#### 5. 主権者市民の育成のための自主的・自治的活動への支援

- ① 18歳選挙権、成人年齢改定の下、「平和的な国家及び社会の形成者」の育成を目指して、すべての高校生が自由で民主的な社会を担う市民としてふさわしい政治的判断力や資質を身につけ、主権者として行動できる能力（政治参加や議論によって対立を解決する）を培うための主権者教育について研究と実践をすすめます。特に、近年のSNSによって拡散されるフェイクニュースなどの問題を分析・批判し、正しい情報や知識に基づいた客観的な視点に立って物事を判断できる能力を培うことを重視していきます。
- ② HR、生徒会活動を通して民主的・自治的な集団づくりをすすめます。
- ③ 三者協議会・四者協議会や学校フォーラムなど、子どもの権利条約にある意見表明権や連帯する権利を保障します。生徒を中心に据えた議論を通して、合意形成を図る力など主権者市民として必要

な能力を獲得できる場や機会を奨励し、援助します。

- ④ 自主・自立・連帯の精神が育まれるクラブ活動のあり方について研究・交流を深めます。
- ⑤ 「高校生平和ゼミナール」「高校生の声」のような高校生の自主活動が活発になるための方法を研究し、積極的に活動を援助します。

## 6. 平和・国際教育の充実

- ① ウクライナ戦争に対して抗議し、一刻も早い平和的解決と武力によらない平和の実現について世界各国の取り組みを共有し考えあいます。
- ② あらゆるテロリズム・国家間紛争に対して、その発生の原因や背景、その解消の方法等について学びます。
- ③ 武力ではなく、日本国憲法、国連憲章などの法と対話による平和の実現について平和・国際教育研究と実践をすすめます。
- ④ 戦争の身近な教材を発掘すると共に、松代大本営跡や満蒙開拓平和記念館などを通して学習をすすめます。また、戦争体験者の話を高校生とともに学び、伝えます。
- ⑤ 過去の植民地支配の事実に向き合うための学びの研究と実践をすすめます。
- ⑥ 戦後日本がアジア諸国の人々との間に残してきた問題の背景を学び、「慰安婦」問題や徴用工問題について学習を深めます。
- ⑦ 沖縄の米軍基地問題から、日米安全保障条約、日米地位協定を学び、日本国憲法に謳われている平和主義、日本の民主主義、人権、地方自治について学習を深めます。
- ⑧ 人類を脅かす危機として問題化している環境破壊による気候変動と、それにより引き起こされる社会的災害について理解を深め、持続可能な社会をつくるための国際的な運動の理解と取り組みへの参画について学びます。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染の世界的パンデミックにより引き起こされた世界各国の状況と課題を共有し、感染拡大防止と、人々のいのちを守り、生活を取り戻す為に求められる対策や政策について生徒、保護者とともに考えあいます。
- ⑩ 核兵器禁止条約、NPT再検討会議など国際的な核軍縮・核兵器廃絶のしくみを再構築するための取り組みについて学習を深めます。
- ⑪ 広島・長崎への原子爆弾投下、福島原子力発電所の事故による日本の被曝の実相と、原子力発電所の核廃棄物や、核実験による世界中に広がる被害など、人類と共存できない「核」の問題について知り、理解を深め考えます。
- ⑫ 女性差別撤廃委員会の勧告やILO190号条約など人権の国際基準や、国連の条約などに照らして、日本の実情と問題を考えます。
- ⑬ 外国にルーツを持つ多様な人々の人権保障や支援について考えます。

- ⑭ 香港や台湾、ミャンマーにおける国家による人権弾圧に抗議する民主的な運動を注視し学びます。
- ⑮ 小学校・中学校・高校の発達段階に応じた系統的な平和学習のあり方を研究し、平和学習を主眼とした修学旅行の実践・交流をすすめます。
- ⑯ 平和を希求する生徒の自主活動を励まし、援助します。

## 7. 憲法学習の推進と政治的教養の保障

- ① 特定秘密保護法、安全保障関連法や、安保3文書の改定とその先にある憲法改変の動きについて学習をすすめます。
- ② 教文ブックレット『“改憲” Yes or No 高校生の選択』をもとにっそう憲法教育をすすめます。
- ③ 憲法記念日を中心とする取り組みなど、機会あるごとに、総合的な憲法学習をすすめます。
- ④ 主権者市民を育て、高校生の政治的教養を高めるために、教科活動や教科外活動をとおして、社会認識と自治的活動力を育て意見表明権を行使する力を養います。
- ⑤ 日本国憲法が国民に保障する個人の尊厳原則に立ち、権力から人権を守る自由権的基本権、人間らしい暮らしのための生存権・労働権などの社会権的基本権を高校生が社会で生かせるための憲法学習を進め、生徒の主体的な学習を援助します。

## 8. 人権教育の推進

- ① 「市民科」「シチズンシップ教育」などですすめられている包括的主権者教育の動向や公德心教育のあり方を注視し、民主主義社会に生きる市民としての価値観を学ぶことを目標とした人権教育の内容と方法を交流し、研究をすすめます。
- ② 子どもの権利条約の「子どもの意見表明権」を担保する『表現』・『情報』・『集会・結社』の自由を確立する中で、学校における人権問題の現状を明らかにします。
- ③ 「こども基本法」が2023年4月から施行されました。「子どもの権利条約」に謳われる「子どもの意見表明権」をはじめ、子どもが「安全安心に成長する権利」「子どもにとってもっとも良いことを国や大人に考えてもらう権利」「意見を伝え参画する権利」「差別されない権利」などが同法で規定されました。これらの規定を教育の中でどのように具体化し実践を進めるか研究していきます。
- ④ 厚生労働省は、昨年、信仰の強制などを虐待とする指針を出しました（2022年12月27日、宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A）。宗教2世の人権問題に注目し、子どもが自ら権利を行使する主体として利益を追求することを保障するための学習を進めます。
- ⑤ 「世界人権宣言」等の意義を深く捉え、人権教育の研究をすすめます。
- ⑥ 学校内外の自主活動を通じて、民主的連帯の輪を生徒の中に広げます。
- ⑦ 児童婚や#MeToo運動など女性差別の問題、BLM(Black Lives Matter)運動、コロナ禍でのアジア人差別、ミャンマー国軍クーデターに対するデモ弾圧、台湾問題やウイグル人問題、ジャーナリスト

への圧力や迫害など、世界で起きている差別や人権弾圧の現状について分析し研究することによって、人権は世界のすべての人々にとって普遍的な価値を持つものであるという認識を深め、自由と権利を守ることの意義について考える学習を目指していきます。

## 9. 日本国憲法の基本理念に基づく

### 市民道德の形成を目指す教育の推進

- ① 新学習指導要領に示されている「人間としての在り方生き方」に関する教育である道德教育の目標として、「我が国と郷土を愛し」「公共の精神を尊び」「日本人の育成に資すること」としてはいますが、ここで目指されている「資質・能力」の問題を分析・研究し、国家主義的な道德観を教え込んでいく教育の動きを注視していきます。
- ② 「道德科」が設置されていない高等学校においては、「全教師が道德教育の担当という意識」をもって一貫性のある道德教育を組織的に展開して行うものとし、学校と地域が一体となって道德教育の充実を図ることとされています。学校と地域社会が道德教育に関わって、生徒の価値観の形成を指導していく体制について分析し、「公共」「倫理」「特別活動」「総合的な探求の時間」「キャリア教育」「主権者教育」に関わって、民主主義の理念である「個人の尊厳」の観点から、主権者市民としての価値観を形成する教育実践について検討していきます。
- ③ 道德教育の指導は、校長の示した道德教育の方針を根拠として公民科「公共」「倫理」ならび「特別活動」の指導計画を作成するとしていますが、教育活動の自由ならびに子どもの学習権（自己の能力の向上と真理の探究のために自由に学習し学習活動に必要な条件を要求する権利）、さらには学問の自由を制限していく可能性が危惧されます。戦後の民主主義教育の歴史と実践の中で求められてきた教育の本質を再考し、平和と民主主義を求めていく人格の形成を目指す学校教育のあり方を研究していきます。

## 10. ジェンダー平等の教育の推進

- ① 高校におけるジェンダー平等の教育および性に関する教育の積極的位置づけを研究します。
- ② 教科を越えてジェンダー平等の教育および性に関する学習の実践をすすめます。
- ③ 学校現場での、ジェンダーに対するアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み・偏見）を問い直し、学校が「ジェンダー秩序」を再生産する場となっていないかを検証します。
- ④ 日本社会におけるジェンダーバイアス（性差による偏見）・ジェンダーギャップ（性差による格差）を明らかにし、ジェンダー平等の視点からあらゆる社会的、教育的課題等を研究し学習します。
- ⑤ 日本社会において、なぜ「ジェンダー平等」が思うように進まず、「性教育」が学校現場で実践されにくい状況にあるのか、明らかにし研究します
- ⑥ 「性教育」を生殖・性行に関することのみにとどめるのではなく、人権教育を基盤にした人間関

係の円滑な構築を含む「包括的性教育」として捉え直し、学校現場における実践と研究を進めます。

- ⑦ アンケート調査を行い、性教育にかかわる生徒の実態を捉え、現状とその背景について研究し、教材及び学習プログラムの開発を図ります
- ⑧ デートDV・家庭内暴力や性の商品化の実態と社会的背景について研究し、教材、実践の交流を目指します。
- ⑨ 家父長制的家族観から脱却し、「家族のあり方」は個々人の多様な家族観、選択によるものであることを理解し研究します。
- ⑩ 選択的夫婦別姓の法制化について理解を深め研究します。
- ⑪ 人権教育の視点から、多様な性のあり方に対する理解を深め、対象の生徒に対する配慮や・指導方法を研究します。
- ⑫ 同性婚の法制化について理解を深め、研究します。
- ⑬ エイズや性感染症に関する学習の内容と方法を研究します。

## 1 1．健康教育の推進

- ① ヘルスプロモーション（1986年、WHOがオタワ憲章で提唱した、新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略。「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようになるプロセス」と定義）の考え方のもとに、生徒の心身の健康づくりを推進します。
- ② 生命尊重の意識を育て、健やかな成長を促す教育のあり方を研究します。若者の自殺の原因や防止策を探ります。
- ③ 生徒の悩みや葛藤と向き合い、それらを成長へとつなげられる支え方や援助方法を学び、実践をすすめます。
- ④ 環境教育・ジェンダー平等の教育及び性に関する教育とも連携しながら、教科を越えた健康教育のあり方を研究し、実践をすすめます。
- ⑤ ICT利用の実態を把握し、健康面への影響について研究します。
- ⑥ 福島第一原発事故の放射線被害から、放射線についての正しい知識を身につけて、健康教育を推進します。
- ⑦ 生徒の飲酒・喫煙・薬物乱用の現状やその背景を把握し、防止のための教育をすすめます。
- ⑧ 現代社会のなかで崩れつつある生徒の生活リズムの現状や、食生活の乱れ、ストレスの状況を把握し改善の方途を研究します。また、文科省のすすめる「食育」の是非と可能性について研究を深めます。さらに、従来取り組まれてきた「食農教育」についての研究もすすめます。
- ⑨ 生徒の成長にとって望ましいクラブ活動のあり方を健康と成長の面から研究します。

## 1 2．環境教育の推進

- ① 地域の自然や生物を生きた教材として活用しながら、ローカルな環境についてどのような変化が見られるのか、また、地球温暖化や気候変動などグローバルな環境問題を自然保護・環境保全の視点から分析・研究します。
- ② ESD（「持続可能な開発のための教育」）の具体的な事例を研究し、平和、人権、環境をベースにした取り組みを学ぶことにより、SDGs（持続可能な開発目標）実現の可能性を追求します。
- ③ 環境問題の課題解決に向けて民間研究団体や地域の研究者・住民との連携を深めます。
- ④ 地域開発政策にともなう公共事業の必要性と問題点について研究し、積極的に地域・関係機関等へ提言します。
- ⑤ 環境教育を通じて小・中・高・大および民間団体との交流を積極的にすすめます。
- ⑥ 東日本大震災や長野県豪雨災害の教訓を活かした防災・減災教育、環境教育の研究と実践をすすめます
- ⑦ 原子力・エネルギー問題を教育の視点から研究します。
  - ・原発再稼働の動きについて、福島原発事故から12年経った今、その問題性を大きく取り扱うべき。

## 1 3．青少年文化の研究と創造

- ①現代の様々な情報文化が子どもたちに与える影響や青少年文化について分析・研究します。
  - ②今日的な課題であるメディア・リテラシーの研究と実践を積極的にすすめます。
  - ③ネット社会と青少年の関わりについて調査し、コミュニケーションのあり方を研究します。
  - ④クラブ活動や学校行事のあり方を研究し、文化・芸術・体育活動の発展をめざします。
  - ⑤高文連文化祭交流部の「文化祭ガイダンス」に積極的にかかわり、高校生の自主活動を援助します。
  - ⑥図書館資料をはじめ、インターネットでの情報検索や電子図書館の利用について分析・研究をすすめます。
  - ⑦図書館における資料提供や教科・探究学習への支援について研究をすすめます。
  - ⑧読書の環境を整えるとともに、主体的な文化活動を支援・創造する場としての図書館活動について研究します。
  - ⑨国民の知る権利を保障する図書館や、学校への公権力の介入を問題視し、「図書館の自由に関する宣言」の理念を念頭に置いた主体的な図書館活動についての理解が、学校図書館の利用者である生徒や教職員の間でも深まるよう研究を進めます。
- を追加する。

## 1 4. 進路指導の改善と充実

- ① 生徒の進路選択の力を育成するための系統的・体系的な進路指導のあり方を研究し、実践します。
- ② 「大学入学共通テスト」の民間試験利用や記述式導入は多くの問題点を指摘され、実施が見送られました。一方、教科「情報」の設立で今まで国数英理社の5教科から、「情報」を加えた6教科へ共通テストは変更されます。教科「情報」については専門教員の不足や各大学での共通テストの入試での利用、情報の共通テストのサンプル問題の内容の不明さなど多くの問題が指摘されています。共通テストも1教科が50ページを超える分量となり、長い説明文や図表や写真などの情報量が多く、難問化しています。こうした共通テストや高大接続に関わる問題点を明らかにしてゆきます。
- ③ 中部東海ブロック大学入試問題検討委員会の存続について検討が行われています。引き続き参加し、全国的視野に立ちながら、高大接続のあり方と学力形成への影響、高大接続のあるべき姿を検討します。
- ④ 学びの基礎診断(学習到達度をはかる業者テストや大学入試模擬試験の利用)、キャリア・パスポート、観点別評価、調査書や指導要録の書式や作成、統合型校務支援システムC4th利用の問題点を明らかにしてゆきます。
- ⑤ 地方の私立大学の公立化や学部新設、私立大学入試の定員管理厳格化とその緩和などの動向を注視し、調査研究をすすめます。
- ⑥ 地元の大学との連携を強め、生徒の進路保障、大学入試制度や教育内容に関する意見交換をすすめます。
- ⑦ 大学・短大・専門職大学・専門学校への進学指導について交流し、望ましい指導のあり方について研究します。
- ⑧ 政策的にすすめられている「キャリア教育」の問題点を明らかにし、若者をめぐる労働の実態や労働法制、セーフティネットの学習など若者が職業人・生活者として将来を展望でき、生活していく力を育てる「私たちのキャリア教育」のあり方を追求します。
- ⑨ 卒業後の進路を決めることのできない生徒への指導のあり方を研究します。「就職選考実態調査」の結果を検討し、積極的に提言していきます。
- ⑩ 県教委が主催する「進路指導等研究協議会」に積極的にかかわり、民主的な運営と充実を図ります。

## 1 5. 労働と技術・職業教育の研究と実践

- ① 農業科・工業科・商業科・家庭科の各小学科における基礎・基本について研究します。
- ② 職業教育としての情報教育及び環境教育のあり方について研究します。
- ③ 就業体験(インターンシップ・日本版デュアルシステム)の意義と問題点について研究します。
- ④ 資格・検定試験のあり方について研究します。

- ⑤ 第2期高校再編に向けて専門学科のあり方を答申した産業教育審議会の「審議のまとめ」に対し、教育的立場に立った専門学科再編のあり方について分析・研究します。
- ⑥ 普通科においても労働と技術・職業教育、リスク管理も踏まえた金融教育・生涯を見通した経済計画の学習の実践を積極的にすすめます。
- ⑦ 職業教育についていっそうの理解が得られ、適切な進路指導が行われるように中学校との連携をすすめます。

## 16. 定時制・通信制教育の研究と実践

- ① 高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画【三次】に求められている効率化重視の定通教育について、専門科の普通科転換など教育の機会均等の視点から、生徒の実態を基にした検討とより一層の批判をすすめます。
- ② 定時制・通信制の生徒の実態を把握し、固有の教育課題を明らかにするとともに保護者・事業所・地域支援機関・教職員の連携を深めます。
- ③ 定時制・通信制教育をさらに充実させるための教育条件整備、教職員の労働条件の改善やその方法などを明らかにします。
- ④ 広域通信制高校と通信制のサポート校、学習支援センターの実態を把握し、公立定時制・通信制高校への志願者数への影響などその問題点を明らかにします。
- ⑤ 定時制教育における多部制・単位制高校のこれまでの取組みの検証を行い、現在県下にある3つの学校と連携を図りながら、今後の多部制・単位制高校の未来像を模索します。

## 17. 障がい児教育・特別支援教育の研究と実践

- ① インクルーシブ教育の理念を理解し、各校の実態から特別支援教育のあり方について多様性を受け入れる具体化した取り組みが学校全体のものとなるよう研究をすすめます。
- ② さまざまな障がい特性や多様性について理解を深め、各教科、科目における具体的な支援、指導、新たな「評価」について研究をすすめます。
- ③ 特別支援教育コーディネーターの役割について交流し、多様性を包み込むインクルーシブ教育システムの構築や生活指導、進路指導との連携について研究をすすめます。
- ④ 高校における「通級による指導」の実践から組織として対応できる特別支援教育の仕組みを学び、個々の支援に必要な自立活動、進路保障について学びます。
- ⑤ 「こども家庭庁」の発足（2023年4月1日）にともない地域行政の枠組みは大きく変更されています。ニーズのある高校生にとって、18歳成人以降の「支援」と「自立」のつながりが不利益とならないよう注視します。
- ⑥ 地域のセンター校としての特別支援学校、福祉、行政支援機関と連携を行いニーズのある生徒の学習

保障、就労支援、進路保障の研究をすすめます。

- ⑦特別なニーズを持つ生徒における「キャリア教育」が発達段階の視点に沿ったものであるか研究をすすめます。

## 18. 福祉教育の研究と実践

- ① 教科「福祉」および福祉教育について教育条件整備にかかわる研究をすすめます。  
② 「福祉」教員免許取得者間の連携により教科のあり方を研究します。

## 19. 地域調査と地域に根ざした高校像の研究

- ① 地域と高校の歴史や関係者の意識を調査し、それぞれの地域において高校が果たしてきた役割を明らかにするとともに、地域に根ざした今後の高校像を研究し、提言します。  
② 学校づくりと地域づくりに共通する課題を明らかにし、連携の可能性を研究し、提言します。  
③ 職業科の再編統合・キャンパス校化・サテライト校化による教育課題を明らかにし、豊かな高校教育を保障するための教育条件について研究します。  
④ 「高校改革～夢に挑戦する学び～」が示した高校再編の分析・検討を進め、地域高校の現状と存立の展望を探ります。  
⑤ 高校再編・統合の計画が進められる中で、教育課程を含めた「新校」の学校づくりに、生徒や教職員、および地域住民の声が十分に反映されたものになるよう研究し提言していきます。

## [5]総合研究会・各研究会・各支部の活動計画

### 1 総合研究会

#### (1) 第1回総合研究会

テーマ「教育の自主性と自律性を考える」総合研究会

日程 4月22日(土) オンライン

講師 山口智美さん(米モンタナ州立大学准教授)

演題「宗教右派と教育への介入」

#### (2) 第2回総合研究会

テーマ「特別支援教育を考える」総合研究会

日程 6月24日(土) オンライン

講師 岡耕平さん(滋慶医療科学大学院医療管理学研究科准教授)

演題 「未定」

#### (3) 第3回総合研究会 「夏の総研」

テーマ「子どもの権利条約と生徒参加を考える」総合研究会

日程 7月22日(土) あがたの森文化会館

講師 宮下与兵衛さん

演題 「 未定 」

(4) 第4回総合研究会

テーマ「ジェンダー平等の教育を考える」総合研究会

日程 12月9日(日)

2支部活動計画

別添

3研究会活動

別添

## IV 2022年度教育文化会議会計決算について

### [1] 一般会計

収入決算額 37,244,020 円

支出決算額 4,420,189 円

差引残高 32,823,831 円

#### 収入の部

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
1. 前年度繰越金	28,625,426	28,625,426	0	
2. 会費	9,000,000	8,613,200	-386,800	会員1500名×6000円
3. 雑収入	0	5,394	5,394	
合 計	37,625,426	37,244,020	-381,406	

#### 支出の部

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
<b>活動費</b>				
1. 各研究会	4,970,000	1,179,734	3,790,266	
2. 常任委員会	0	0	0	
3. 総合研究会	1,000,000	298,630	701,370	
4. レポーター旅費	250,000	2,000	248,000	
5. 参加者拡大旅費	600,000	80,900	519,100	
6. 研究活動費	1,000,000	223,980	776,020	
7. 職場教研補助費	1,000,000	160,000	840,000	
8. 支部教文活動費	880,000	0	880,000	
9. 調査資料費	300,000	139,317	160,683	
活動費計	10,000,000	2,084,561	7,915,439	
<b>会議費</b>				
10. 代議員会	500,000	157,000	343,000	
11. 運営委員会	900,000	325,140	574,860	
12. 合宿研究会	1,000,000	129,685	870,315	
13. 常任委員会	900,000	212,380	687,620	
14. 教文委員総会	380,000	65,100	314,900	
15. 支部研究会長会	1,200,000	260,900	939,100	
16. 情報専門委員会	-	-	-	
17. 50周年記念行事準備	500,000	0	500,000	
会議費計	5,380,000	1,150,205	4,229,795	
<b>事務局費</b>				
18. 管理費	300,000	0	300,000	
19. 印刷費	2,850,000	85,800	2,764,200	
20. 消耗品費	120,000	29,430	90,570	
21. 通信費	50,000	9,320	40,680	
22. 備品費	200,000	0	200,000	
23. 雑費	80,000	17,292	62,708	
事務局費計	3,600,000	141,842	3,458,158	
<b>編集費</b>				
24. 教文通信	2,000,000	863,210	1,136,790	
編集費計	2,000,000	863,210	1,136,790	
25. ホームページ維持管理費	400,000	180,371	219,629	
26. 国際交流費	200,000	0	200,000	
27. 予備費	12,201,319	0	12,201,319	
計	33,281,319	4,420,189	28,861,130	

## [2] 特別会計

### 1 自主編成・出版会計決算

収入決算額 584,668 円  
 支出決算額 0 円  
 差引残高 584,668 円

#### 収入の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要
1. 前年度繰越金	584,664	584,664	0	
2. 教文ブックレット	0	0	0	
3. 一般会計より繰り入れ	0	0	0	
4. 雑収入	0	4	4	
合計	584,664	584,668	4	

#### 支出の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要
1. 教文ブックレット	584,664	0	584,664	
2. 自主編成資料出版費	0	0	0	
3. 積立金	0	0	0	
4. 予備費	0	0	0	
合計	584,664	0	584,664	

### 2 特別拠出金会計決算

収入決算額 1,684,050 円  
 支出決算額 1,183,120 円  
 差引残高 500,930 円

#### 収入の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要
主任手当拠出金より補助	881,177	795,210	-85,967	
前年度繰越金	7,655	888,832	881,177	
雑収入	0	8	8	
合計	888,832	1,684,050	795,218	

#### 支出の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要
1. 教材費	0	0	0	
2. 印刷費	0	387,910	387,910	研究収録
3. 支部研究活動補助	860,000	795,210	64,790	支部活動費補助
4. 予備費	0	0	0	
合計	860,000	1,183,120	323,120	

2023年4月28日

## 会計監査報告書

長野県教育文化会議

議長 寺尾 真純 様

会計監査委員

石 坂 美 幸 

中 山 恵 理 奈 

田 中 誠 

私たちは、長野県教育文化会議規約第17条の規定にもとづいて、当会議の2022年度下半期について監査しました。

この監査にあたり、私たちは上記規約第30条により会計監査規定に準拠し、通常実施すべき監査手続きを実施しました。

監査の結果、一般会計および特別会計は会計規定にしたがい予算執行の計画・実施状況を正しく示しており、また会計処理は諸規定に適合しているものと認めました。

以上の通り報告いたします。

## V 2023年度予算について

提案 長野県教育文化会議規約第11条および第27条にもとづき、以下のように編成します。

### 1 予算編成の方針

- ① 2022年度の活動総括をふまえ、活動の改善点を含め、教育研究・教育実践と教文会議の活性化を図るための予算編成をします。
- ② 研究・実践とその交流を活性化し、研究・実践の成果を職場・会員に還元するために、会費と補助金で予算編成します。
- ③ 研究・実践の全国的な交流を実現するために、各種全国集会への参加費用を研究活動費として予算化します。
- ④ 予算は、一般会計と特別会計で編成します。特別会計は、自主編成・出版会計とします。
- ⑤ 会員数の減少に伴い、収入と支出のバランスのとれた財政を追求し、経費削減に努めます。

### 2 収入予算について

- ① 会費は月額500円、常勤講師・非常勤講師・再任用職員、会計年度任用職員は月額200円とします。
- ② 会費納入人員を1250人（月額500円換算）と見込みます。
- ③ 一般会計は予算規模を18,710,000円とします。

### 3 予算支出について

- ① 旅費は教文会議旅費規程に基づいて支出します。  
※オンラインによる遠隔会議の通信料は2時間まで1000円、2時間以上2000円とし、2,000円を上限に支給します。なお、会議は本部または研究会長が招集したものとします。
- ② 各研究会予算は、要求と実績を勘案し、支部研究会長会を見込んだ予算額を計上します。不足の研究会に対しては各研究会予算の予備費の中から上限5万円まで運営委員会で補正予算を組みます。
- ③ 総合研究会3回に100万円、夏季合宿研（第3・4回総合研究会）に50万円を計上します。
- ④ 全県研究会の活性化に向けて次の予算を計上します。
  - ・新規採用2年目まで及び講師および会計年度任用職員の会員の旅費補助
  - ・レポーターの旅費補助
- ⑤ 職場教研を活発に行うため、その補助として申請により1校年間2万円まで補助します。（外部講師に限りません）
- ⑥ 支部研究活動の活性化に向けて次の予算を計上します。
  - ・支部教文活動費として88万円計上し、支部ミニ教研に対して申請により8万円まで補助します。
  - ・活動補助費として特別拠出金会計から86万円を予算化し、会員数に応じて各支部に配当します。
- ⑦ 支部研究長会は、全ての研究会が4回適切な時期に開催することを前提に予算化します。尚、この中には正副研究会長会の旅費も含まれます。
- ⑧ 国際交流のために20万円を計上します。
- ⑨ 特別拠出金会計から研究収録と視聴覚教材の費用を支出します。

## 2023年度教文会議予算書

### [ 1 ] 一般会計

収入予算額	40,323,831 円
支出予算額	40,323,831 円
差引残高	0 円

#### 収入の部

項 目	2022年度予算額	2022年度決算額	2023年度予算額	摘 要
1. 前年度繰越金	28,625,426	28,625,426	32,823,831	
2. 会費	9,000,000	8,613,200	7,500,000	1人1か月500円×1250名
3. 雑収入	0	5,394	0	
	37,625,426	37,244,020	40,323,831	

#### 支出の部

項 目	2022年度予算額	2022年度決算額	2023年度予算額	摘 要
<b>活 動 費</b>				
1. 各研究会	4,970,000	1,179,734	4,650,000	新研究会258,000円
2. 常任委員会	0	0	0	
3. 総合研究会	1,000,000	298,630	1,000,000	
4. レポーター旅費	250,000	2,000	250,000	
5. 参加者拡大旅費	600,000	80,900	600,000	
6. 研究活動費	1,000,000	223,980	1,000,000	全国規模研究会参加他
7. 職場教研補助費	1,000,000	160,000	1,000,000	申請により1校2万円
8. 支部教文活動費	880,000	0	880,000	申請により8万円
9. 調査資料費	300,000	139,317	300,000	書籍代等
活 動 費 計	10,000,000	2,084,561	9,680,000	
<b>会 議 費</b>				
10. 代議員会	500,000	157,000	500,000	
11. 運営委員会	900,000	325,140	900,000	
12. 合宿研究会	1,000,000	129,685	500,000	
13. 常任委員会	900,000	212,380	900,000	
14. 教文委員総会	380,000	65,100	380,000	
15. 支部研究会長会	1,200,000	260,900	1,000,000	
16. 情報専門委員会				
17. 50周年記念行事	500,000	0	0	
会 議 費 計	5,380,000	1,150,205	4,180,000	
<b>事 務 局 費</b>				
17. 管理費	300,000	0	300,000	家賃・業務委託料
18. 印刷費	2,850,000	85,800	1,500,000	議案書・討議資料等
19. 消耗品費	120,000	29,430	120,000	
20. 通信費	50,000	9,320	50,000	
21. 備品費	200,000	0	200,000	
22. 雑費	80,000	17,292	80,000	
事 務 局 費 計	3,600,000	141,842	2,250,000	
<b>編 集 費</b>				
23. 教文通信	2,400,000	863,210	1,500,000	
編 集 費 計	2,400,000	863,210	2,000,000	
24. ホームページ維持管理費	400,000	180,371	400,000	
25. 国際交流費	200,000	0	200,000	
合計	21,980,000	4,420,189	18,710,000	
26. 予備費	15,645,426	0	21,613,831	
計	37,625,426	4,420,189	40,323,831	

## [2]特別会計

### 1 自主編成・出版会計

収入予算額	584,668 円
支出予算額	584,668 円
差引残高	0 円

#### 収入の部

項 目	2022年度予算額	2022年度決算額	2023年度予算額	摘 要
1. 前年度繰越金	584,664	584,664	584,668	
2. 教文ブックレット	0	0	0	
3. 一般会計より繰り入れ	0	0	0	
4. 雑収入	0	4	0	
計	584,664	584,668	584,668	

#### 支出の部

項 目	2022年度予算額	2022年度決算額	2023年度予算額	摘 要
1. 教文ブックレット	584,664	0	584,668	
2. 自主編成資料出版費	0	0	0	
3. 積立金	0	0	0	
4. 予備費	0	0	0	
計	584,664	0	584,668	

### 2 特別拠出金会計

収入予算額	500,930 円
支出予算額	500,930 円
差引残高	0 円

#### 収入の部

項 目	2022年度予算額	2022年度決算額	2023年度予算額	摘 要
1. 主任手当拠出金より補助	881,177	795,210	0	
2. 前年度繰越金	7,655	888,832	500,930	
3. 雑収入	0	8	0	
合 計	888,832	1,684,050	500,930	

#### 支出の部

項 目	2022年度予算額	2022年度決算額	2023年度予算額	摘 要
1. 教材費	0	0	0	
2. 印刷費	0	387,910	500,930	研究集録補助
3. 支部研究活動補助	860,000	795,210	0	支部活動費補助
4. 予備費	0	0	0	
合 計	860,000	1,183,120	500,930	

[3] 2023年度「研究会活動費」予算

研究会名	2022年度予算額	2022年度決算額	2023年度研究会名	2023年度予算額
国語	300,000	300,000	国語	300,000
社会科	188,000	30,132	社会科	188,000
外国語	188,000	0	外国語	188,000
数学	208,000	0	数学	208,000
理科	300,000	71,080	理科	300,000
保健体育	100,000	0	保健体育	100,000
音楽	100,000	0	音楽	100,000
美術	158,000	0	美術	158,000
書道	138,000	0	書道	138,000
家庭科	380,000	191,184	家庭科	380,000
情報教育	138,000	0	情報教育	138,000
技術・職業教育	158,000	12,978	技術・職業教育	158,000
学校保健	380,000	317,747	福祉	100,000
図書館	258,000	145,686	学校保健	380,000
事務	100,000	0	図書館	258,000
教育課程学校づくり	100,000	0	事務	100,000
定通	138,000	0	参加と共同の学校づくり・子どもと地域	208,000
青少年文化	208,000	36,242	多様な学び・生徒理解と発達	208,000
生活指導・自治的活動	138,000	0	青少年文化	208,000
進路指導	208,000	0	人権平和・国際・環境教育	208,000
人権・平和・国際教育	138,000	50,000	教育格差と貧困問題・教育条件整備	208,000
教育条件整備	100,000	0	キャリア教育・評価・進路指導教育	208,000
地域と環境教育	208,000	0	ジェンダー平等の教育	208,000
ジェンダー平等の教育	100,000	0	合計	4,650,000
教育史・教育法	200,000	0		
福祉教育	100,000	0		
特別支援教育	138,000	0		
予備費	100,000	0		
合計	4,970,000	1,155,049		

## VI 2023 年度教育文化会議役員

### 1 常任委員

議長	寺尾真純 (岩村田)		
副議長	牧内淳一 (長野東)	田村敏彦 (上田染谷)	中村富貴子 (箕輪進修)
	北原恵美 (箕輪進修)	有賀優樹 (箕輪進修)	望月 映 (松本蟻ヶ崎)
	椿 宏尚 (松工)	石川伸次 (松本筑摩・定・夜)	田澤秀子 (上伊那農業)
	竹腰史佳 (南安曇農業)	櫻井幸子 (上田千曲)	小林純子 (須坂創成)
	宮澤まどか (高遠)	渡邊 絵 (松本深志)	鈴木 実
事務局長	内堀 守 (本部)		
事務局次長	河西 綾 (本部)	聲山佐和 (本部)	新楽祐幸 (本部)
	原 将俊 (本部)	唐澤佑作 (本部)	

### 2 運営委員

常任委員	寺尾真純	牧内淳一	田村敏彦	鈴木 実	中村富貴子
	北原恵美	望月 映	椿 宏尚	石川伸次	竹腰史佳
	櫻井幸子	田澤秀子	宮澤まどか	小林純子	有賀優樹
	渡邊 絵				
	内堀 守	原 将俊	唐澤佑作	河西 綾	聲山佐和
	新楽祐幸				
支部事務局長	赤羽佑亮 (飯山)	伊藤栄一 (長野工業)	佐藤知子 (長野南)		
	黒澤瑞穂 (丸子修学館)	安藤幸男 (岩村田)	桜井玲美 (岡谷東)		
	若林誠司 (上伊那農業)	長良聖子 (飯田)	仁科恭子 (木曾青峰)		
	中田零士 (松本工業)	山元芳枝 (大町岳陽)			
研究会長	遠藤博史 (国語)	田澤秀子 (社会)	丸山大樹 (外国語)		
	植松明彦 (数学)	松井 聡 (物理・化学)	木下通彦 (生物)		
	黒岩寛明 (地学)	清住真達 (音楽)	大森康一 (美術)		
	(書道)	石坂寿子 (家庭科)	有賀優樹 (情報)		
	徳武 晃 (農業)	藤原栄治 (工業)	篠原章浩 (商業)		
	笹川かをり (福祉)	横地京子 (学校保健)	野口 操 (図書館)		
	(事務)				
	中村富貴子 (参加と共同の学校づくり、子どもと地域研究会)				
	宮澤まどか (多様な学び、生徒理解と発達研究会)				
	小町谷 康 (青少年文化)				
	小宮山勝人 (人権平和・国際・環境教育研究会)				
	柳澤 宏至 (教育格差と貧困問題・教育条件整備研究会)				
	工藤 雅史 (キャリア教育・評価・進路指導教育研究会)				
	中村万里菜 (ジェンダー平等の教育研究会)				

### 3 会計監査

中山恵理奈（小諸商業）

石坂美幸（長野商業）

田中誠一（赤穂）

### 4. 研究会長・副会長

	研究会名	所属校	会長	所属校	副会長
1	国語教育	丸子修学館高校	遠藤 博史	上田高校 岡谷南高校 伊那北高校 長野商業高校 上田東高校 中野立志館高校 中野西高校 木曾青峰高校	浅沼 志穂 出野 牧子 蛭名 優太 小山 洋一 新海 颯大 高橋 誠人 武居 真穂 仁科 恭子
2	社会科教育	上伊那農業高校	田澤 秀子	長野東高校 野沢南高校 松本県ヶ丘高校 上田染谷高校 大町岳陽高校 屋代高校	村田 直樹 市川 尚智 宮坂 正義 上條 隆志 仁科 利明 綿内 真由美
3	外国語教育	飯山高校	丸山 大樹	須坂高校 小諸商業高校 松本蟻ヶ崎高校 中野西高校	室井 明 柴田 健次 輪湖 洋輔 須野原 美香
4	数学教育	諏訪実業高校	植松 明彦	篠ノ井高校犀狭校 上田東高校 飯田OIDE長姫 高校 上田染谷丘高校	小山 徹 金井 文明 岡崎 和弘 田村 敏彦
5	物理・化学教育	上田染谷丘高校	松井 聡	中野西高校 長野南高校	駒津 憲雄 八代 貴志
6	生物教育	飯田OIDE長姫 高校	木下 通彦	篠ノ井高校 岩村田高校 丸子修学館高校 南安曇農業高校	林 新 花岡 秀樹 黒澤 瑞穂 上松 文枝
7	地学教育	長野吉田高校	黒岩 寛明	岩村田高校 長野西高校	寺尾 真純 鮫島 太郎

			諏訪清陵高校	山本 淳一	
8	保健体育教育	田川高校	料治 正和		
9	音楽教育	松本美須々ヶ丘高校	清住 真達	伊那弥生ヶ丘高校 須坂創成高校	本島 香織 齋藤 宏子
10	美術教育	軽井沢高校	大森 康一		
11	書道教育			長野西望月サテライト高校 豊科高校	小林 小百合 小玉 佳菜子
12	家庭科教育	上田千曲	石坂 寿子	長野西高校 豊科高校 阿南高校 白馬高校	神田 泰子 飯沼 公恵 手塚 美穂子 日下 美保
13	情報教育	箕輪進修高校	有賀 優樹		
14	農業教育	更級農業高校	徳武 晃		
15	工業教育	長野工業高校	藤原 栄治		
16	商業教育	小諸商業高校	篠原 章浩	須坂創成高校 穂高商業高校 明科高校	池田 敏之 川上 忠志 西澤 敏英
17	福祉教育	辰野高校	笹川 かをり		
18	図書館教育	辰野高校	野口 操	中野西高等学校 松本深志高等学校 松本美須々ヶ丘高等学校	中村 智子 蒲生 博子 井原 通夫
19	学校保健	松代高校	横地 京子	上田千曲高校 伊那弥生ヶ丘高校 松本県ヶ丘高校	茨木 洋美 林 友海子 小原 めぐみ
20	事務				
21	参加と共同の学校づくり、子どもと地域研究会	箕輪進修高校	中村富貴子	伊那北高校 岩村田高校 下高井農林高校 田川高校 本部 本部 本部	内山 由香里 寺尾 真純 竹村 真輝 吉田 章 菅沼 達勇 原 将俊 林 茂樹
22	多様な学び、生徒理解と発達研究会	高遠高校	宮澤 まどか	上田千曲高校 箕輪進修高校 上田高校 松本蟻ヶ崎高校	児平 修一 北原 恵美 柳澤 宏至 望月 映

			須坂高校 更級農業高校	倉科 浩彰 柳澤 俊文	
23	青少年文化	飯山	小町谷 康	長野商業高校 長野吉田高校 田川高校 野沢北高校 長野高校 松本県ヶ丘高校	村澤 晃 上田 孝 祖父江 信一 井出 芽久美 塚田 智彦 押野 佳明
24	人権平和・国際・環境教育研究会	篠ノ井高校	小宮山 勝人	野沢南高校 南安曇農業高校 松本深志高校 松本筑摩高校 田川高校 長野西望月サテライト校 本部 特別会員	井出 健 小池 晃 渡邊 絵 石川 伸次 池上 宏 寺島 彰 上條 晋 西澤 秀夫
25	教育格差と貧困問題・教育条件整備研究会	上田高校	柳澤 宏至	下諏訪向陽高校 長野西高校 田川高校 特別会員 本部 本部	山崎 真佐男 吉沢 道夫 吉田 章 丸山 剛峯 原 将俊 林 茂樹
26	キャリア教育・評価・進路指導教育研究会	市立長野	工藤 雅史	長野東高校 上田高校 県立歴史館	村田 直樹 中澤 東樹 鈴木 実
27	ジェンダー平等教育	伊那北高校	中村 万里菜	辰野高校 箕輪進修高校 伊那北高校 須坂創成高校 田川高校 長野南 本部	河合 智子 中村 富貴子 内山 由香里 小林 純子 料治 正和 佐藤 知子 河西 綾

# 長野県教育文化会議規約

## 第1章 総 則

**第1条** 本会は、長野県教育文化会議（略称・教文会議）という。

**第2条** 本会の事務局は、高校会館内におく。

**第3条** 本会は、会員が自由に、かつ自主的に教育の内容及び方法の探究・交流を進めるとともに、会員の学識を高め、平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立・発展をはかることを目的とする。

## 第2章 会 員

**第4条** 会員は、県立・市立・私立を問わず長野県下の高等学校に在職する教職員および本規約を認め、趣旨に賛同する者とする。

**第5条** 会員は、教科別研究会と課題別研究会の両方に所属するものとする。また、特設研究会にも所属できるものとする。

**第6条** 本会に加入する場合は、学校代表を通じて議長に届け出るか、直接議長に届け出るものとする。

**第7条** 本会を脱退する場合は、学校代表を通じて議長に届け出なければならない。

## 第3章 組織及び機関

**第8条** 本会に次の機関をおく。

- 1 代議員会
- 2 運営委員会
- 3 常任委員会

**第9条** 代議員会は、本会の最高議決機関であって、学校代表者1名（教文委員）をもって構成する。

**第10条** 代議員会は、これを議長が招集し、3分の2以上の出席によって成立する。議決は、多数決とし、賛否同数の場合は、議長が、これを決する。

**第11条** 代議員会は、次のことをおこなう。

- 1 予算案の議決及び決算の承認
- 2 研究事業計画の決定並びに事業報告
- 3 役員の選出並びに承認
- 4 規約の変更
- 5 その他、本会の目的達成に必要なこと

**第12条**

- 1 運営委員会は、本会の執行機関であって、支部教文会議事務局長、研究会長、議長、副議長、事務局長及び事務局次長をもって構成する。
- 2 運営委員会は、運営委員の過半数をもって成立するものとする。
- 3 運営委員会は、次の事を行なう。

- 4 代議員会への原案の作成
- 5 代議員会から与えられた事項の執行

**第13条** 常任委員会は、議長、副議長、事務局長、及び事務局次長をもって構成し、教文会議の常務執行にあたる。また、運営委員会への原案を作成する。

## 第4章 役員

**第14条** 本会に次の役員をおく。

- 1 議長1名
- 2 副議長若干名
- 3 事務局長1名
- 4 事務局次長若干名
- 5 会計監査委員3名

**第15条** 議長は、本会を代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長事故あるときは、その職務を代行する。

**第16条** 事務局長は、本会の事務的処理をおこない、事務局次長はこれを補佐する。

**第17条** 会計監査委員は、本会の経理監査にあたる。

**第18条** 議長、副議長、及び事務局次長は、運営委員会の推薦により、代議員会の承認を得るものとする。その任期は、2年とする。ただし、留任はさまたげない。

## 第5章 研究会及びその他の組織

**第19条** 本会に次の研究会と特設研究会をおく。

(1) 研究会

- 1 国語教育研究会
  - 2 社会科教育研究会
  - 3 外国語教育研究会
  - 4 数学教育研究会
  - 5 物理・化学教育研究会
  - 6 生物教育研究会
  - 7 地学教育研究会
  - 8 保健体育教育研究会
  - 9 音楽教育研究会
  - 10 美術教育研究会
  - 11 書道教育研究会
  - 12 家庭科教育研究会
  - 13 情報教育研究会
  - 14 農業教育研究会
  - 15 工業教育研究会
  - 16 商業教育研究会
- 理科教育研究会
- 芸術教育研究会
- 技術・職業教育研究会

- 17 福祉教育研究会
- 18 図書館教育研究会
- 19 学校保健研究会
- 20 事務研究会
- 21 参加と共同の学校づくり・子どもと地域研究会
- 22 多様な学び・生徒理解と発達研究会
- 23 青少年文化研究会
- 24 人権平和・国際・環境教育研究会
- 25 教育格差と貧困問題・教育条件整備研究会
- 26 キャリア教育・評価・進路指導教育研究会
- 27 ジェンダー平等の教育研究会

**第20条** 研究会の会長（1名）及び副会長（若干名）は、運営委員会の推薦により、代議員会の承認を得て、議長が委嘱する。任期は2年とする。ただし、留任はさまたげない。

**第21条** 研究会長は、研究会を統括し、運営委員会に予算を請求する。

また、代議員会で決定された事業を、責任をもって遂行する。

**第22条** 本会に次の支部研究会長会を設置することができる。

- 1 国語教育支部研究会長会
  - 2 社会科教育支部研究会長会
  - 3 外国語教育支部研究会長会
  - 4 数学教育支部研究会長会
  - 5 物理・化学教育支部研究会長会
  - 6 生物教育支部研究会長会
  - 7 地学教育支部研究会長会
  - 8 保健体育教育支部研究会長会
  - 9 音楽教育支部研究会長会
  - 10 美術教育支部研究会長会
  - 11 書道教育支部研究会長会
  - 12 家庭科教育支部研究会長会
  - 13 情報教育支部研究会長会
  - 14 農業教育支部研究会長会
  - 15 工業教育支部研究会長会
  - 16 商業教育支部研究会長会
  - 17 学校保健支部研究会長会
  - 18 事務支部研究会長会
  - 19 学校づくりと教育課程支部研究会長会
  - 20 定通教育支部研究会長会
  - 21 図書館教育支部研究会長会
  - 22 青少年文化（視聴覚教育）支部研究会長会
  - 23 生活指導・自治的活動支部研究会長会
  - 24 進路指導支部研究会長会
  - 25 人権・平和・国際教育支部研究会長会
- } 理科教育支部研究会長会
- } 芸術教育支部研究会長会
- } 技術・職業教育支部研究会長会

- 26 教育条件整備支部研究会長会
- 27 地域と環境教育支部研究会長会
- 28 性教育支部研究会長会

**第23条** 各教科別・課題別支部研究会長会は、それぞれ正副会長、各支部代表をもって構成する。

**第24条** 本会に次の下部機関をおく。

- (1) 佐 久 (支部) 教文会議
- (2) 上 小 (支部) 教文会議
- (3) 高水須坂 (支部) 教文会議
- (4) 長 水 (支部) 教文会議
- (5) 更 埴 (支部) 教文会議
- (6) 安 曇 (支部) 教文会議
- (7) 松 筑 (支部) 教文会議
- (8) 木 曾 (支部) 教文会議
- (9) 諏 訪 (支部) 教文会議
- (10) 上 伊 那 (支部) 教文会議
- (11) 下 伊 那 (支部) 教文会議

**第25条** 支部教文会議の規約及び運営は、それぞれ自主的に決定するものとする。

**第26条** (削除)

## 第 6 章 会 計

**第27条** 本会の経費は会費、補助金、その他の収入をもってあて、その会費は代議員会で決める。

**第28条** 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

**第29条** 会計監査委員会は代議員会に会計監査の報告をしなければならない。

**第30条** 会計規程は別に定める。

**第31条** 諸会議等への旅費及び役員・研究会長の活動費は、別に定める旅費規定による。

**第32条** 支部教文会議の経費は支部教文会議が別に定めて徴収する。

## 付 則

この規約は2010年5月22日より実施する。

沿革 1970年4月1日 制定

1973年4月1日 一部改正

1974年6月8日 一部改正

1980年4月1日 一部改正

1986年2月28日 一部改正

1991年6月29日 一部改正

1993年6月26日 一部改正

1994年6月25日 一部改正

1996年6月7日 一部改正

1997年6月6日 一部改正  
2000年6月3日 一部改正  
2001年6月2日 一部改正  
2002年6月1日 一部改正  
2010年5月22日 一部改正  
2017年6月3日 一部改正  
2020年6月13日 一部改正  
2022年6月11日 一部改正  
2023年6月10日 一部改正